

令和7年度 宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等
安原 勝則	市連合自治会 会長
壺阪 順子	宍粟市商工会
田中 かおり	消費者協会
藤原 卓郎	ハリマ農業協同組合
津田 晃伸	公募委員

宍粟市特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、宍粟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織し、その委員は、宍粟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員には、別に定めるところにより報酬を支給する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

改正附則 （略）

【宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 一部抜粋】

（会議の公開等）

第6条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

- （1） 宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合
 - （2） 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。
- 3 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
- 4 附属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

【宍粟市情報公開条例 一部抜粋】

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- （5） 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

議会の役割（しごと）

1 地方公共団体の意思の決定

選挙で選ばれた住民を代表する者として、執行機関が提案する議案に対し、可否について判断する。

- ・議決権の行使

2 行政の監視および評価

行政が住民の意思を無視し、方針決定や施策の実行をしないようチェックする。

- ・議会における一般質問、提案された議案に対する質問
- ・委員会における審査、所管事務調査

3 意見や要望の聴取、政策の提言

広く地域住民から意見や要望を集め、それを市政等に反映させるため、政策を立案する。

- ・政党、会派または個人等による政治活動
- ・住民からの請願、陳情等の受付
- ・政策を立案（条例の制定や改正等）し、執行機関に提案

4 その他

- ・公益に関する事件（他の機関の事務等）について、関係省庁等に意見書を提出
- ・議会報告会の開催、先進地の視察、議会広報の発行

大栗市議会基本条例 抜粋

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- （1） 公平性、透明性、信頼性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- （2） 市長その他市の執行機関（以下「執行機関」という。）の市政運営を的確に監視すること。
- （3） 市民の多様な意見を把握して市政に反映させるため、必要な政策を自ら立案し、執行機関に提案することにより、市民とともにまちづくりに取り組むこと。
- （4） 市民にとって分かりやすい言葉を使うなど、市民の傍聴及び参加の意欲を高める議会運営に努めること。
- （5） 地方分権の進展に的確に対応するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を行うこと。

市長の役割（しごと）

- 1 選挙により選ばれた市の代表として、市政運営を統括する。
- 2 条例や予算等に基づく事務について、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する。
- 3 職員の任免及び指揮監督を行うとともに、効率的で効果的な組織運営を行う。

地方自治法 抜粋

（事務管理及び執行の責任）

第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

大栗市自治基本条例 抜粋

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

- 2 市長は、市の事務を管理し、これを執行する。
- 3 市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条 市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

※ 平成23年度 及び 平成25年度は、未開催

項目	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度
諮問内容	市長 860千円 → 900千円 助役 700千円 → 730千円 教育長 650千円 → 650千円 議長 398千円 → 475千円 副議長 302千円 → 400千円 議員 280千円 → 357千円	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）
諮問の趣旨	合併協議会にて合併時の特別職の報酬等は、山崎町の例とし、合併後速やかに調整する決定事項を受け、人口規模等の類似団体等を参考に、市の財政状況等の特別事情を考慮した額を諮問	H17年度の改定から2年が経過したことを受け、現行の報酬等の額が適切かどうかを諮問	H17年度の改定後4年が経過し、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市における報酬等の変動により、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問	H21年度の改定後6年が経過し、近隣団体の状況や消費者物価等の社会情勢、市の財政状況等を勘案し、現行の報酬等の額が適切かどうか諮問	H27年度の開催から2年が経過し、その間の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額が適正か否か、また期末手当について職員と同様（人事院勧告に準じる）に改定することについて諮問	期末手当の支給割合を職員と同様（人事院勧告に準じ）に改定することの是非 及び 人事院勧告による改定が示された場合の支給率改定に関する考え方について諮問 ※ 報酬については諮問しない。
答申内容	市長 940千円 助役 760千円 教育長 685千円 議長 450千円 副議長 370千円 議員 345千円	特別職 5%の引下げ 議会議員 5%の引下げ	特別職 概ね6%の引下げ 議会議員 概ね3%の引下げ	特別職 据え置き 議会議員 据え置き	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 据え置き 議会議員 据え置き
答申の趣旨	県内における人口規模、標準財政規模の類似団体との比較検討並びに合併市との比較検討を行い、合併市の平均との差を考慮した額とする。 議員報酬については、上記のほか、他の合併市における定数減の実施状況を考慮し、合併市の平均から4%の減額	特別職は職務に応じた給与水準が保持されなければならないが、厳しい財政状況を考慮し、職員の給与水準が平均4.8%引き下げられている状況から、特別職においても同様に引下げを行う必要がある。	H17年度と同様に、県内における人口規模、標準財政規模の類似団体並びに合併市の平均との差を考慮した額とする。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、均衡を逸している状態にない。 職責の重さや定数削減に努めた点は理解するが、市の財政状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）との比較において、概ね当市の状況に相応した状態にある。 職責の重さや改革に取り組みされた点は理解するが、市の財政や地域経済の状況等を踏まえると据え置くことが適当である。	当市の財政状況が著しく好転したとはいえないことや、地域の経済状況などを踏まえ総合的に判断し、現行の期末手当支給割合を据え置くことが適当である。
意見要望等	今後の経済状況や市の人口動態の変動に的確に対応する必要がある。 2年ごとに見直しをすることが望ましい。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	社会経済情勢等の変化や市の財政状況を踏まえ、報酬額等の客観的な要素が生じた場合は、速やかに審議会への諮問を行うこと。 報酬等の額は、職務職責に応じた適正な額とする必要がある。	将来的に持続可能な行政運営を行うため、市長等の常勤の特別職並びに議会議員各位が、それぞれの職務と職責の重要性を認識され、山積する市民の要望に応えるべく一層の効率的・効果的な行政運営に努めること。 市民の期待を損なわないようしっかりと職務を果たされ、また、若い世代が希望をもてる取組を期待する。	現行の報酬は今までの議論の結晶として定められていることを尊重し、この2年間に財政状況が大幅に改善されていないのであれば据え置くべきではないか。 議員の活動が目に見えない。難しいと思うが推し量る指標が必要ではないか。 地域で経済が循環する仕組み、それにより市の財政状況が改善されるような取組みを熱望する。	【支給率改定に関する考え方】 ・一般職員に準じて人事院勧告どおりの改定は行わない。 ・人事院勧告による期末手当支給割合の改定がなされた場合は、審議会を開催すべき。 ・審議会の開催予定のない年度であって、人事院勧告がなされなかった場合も、社会情勢等に大きな変化があるときは、審議会を開催すべき。 ・画一的に、毎年開催する必要はない。
審議回数	4回	3回	4回	3回	3回	1回
改定状況	9月議会にて改正条例の議決（H17年10月実施）	3月議会にて改正条例は否決（未実施）	3月議会にて改正条例の議決（H22年度実施）	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。	据え置きのため、条例改正なし。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
諮問内容	白紙諮問（現行の報酬等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか等）	白紙諮問（現行の給料等が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか）	白紙諮問（現行の報酬等及び期末手当が適切かどうか）	白紙諮問（現行の期末手当が適切かどうか）
諮問の趣旨	H29年度及びH30年度（H30年度は期末手当支給割合のみの諮問）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮問	R2人事院勧告において、期末手当支給割合を0.05月引き下げる改定が行われたことをうけ、それに準じ改定することの是非について諮問 ※ 報酬については諮問しない。	R1年度及びR2年度（R3年度は期末手当支給割合のみの諮問）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮問	R4人事院勧告において、一般職の職員の勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定することの是非について諮問	R3年度及びR4年度（R4年度は期末手当支給割合のみの諮問）の開催以降の各種情勢・環境の変化を考慮する中で、現行の報酬等の額・期末手当支給割合が適正か否かについて諮問	R6人事院勧告において、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定することの是非について諮問
答申内容	特別職 報酬・期末手当とも据え置き 議会議員 報酬・期末手当とも据え置き	特別職 期末手当0.05月引下げ 議会議員 期末手当0.05月引下げ	特別職 期末手当0.15月引下げ 議会議員 期末手当0.15月引下げ	特別職 期末手当0.10月引上げ 議会議員 期末手当0.10月引上げ	市長等特別職 給料月額据え置き 期末手当0.10月引上げ 議会議員 議員報酬月額据え置き 期末手当0.10月引上げ	特別職 期末手当0.10月引上げ 議会議員 期末手当0.10月引上げ
答申の趣旨	県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にある。 人動は6年連続の引き上げがなされ、一般職はプラスになっているが、当市の財政状況や一ちるしく改善したとまではいえず、また、地域経済の状況や市民感情（消費税引き上げ等）の面からも報酬等を引き上げるべき状況とはいえない。	当市の財政状況が好転したとはいえず現状維持といえる状況であること並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、引き下げる。	給料等は、県内における各種指標の類似団体（人口規模、標準財政規模、合併市等）と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準にあることから据置きが妥当。 期末手当支給割合は、県内の類似団体の多くが人動に準拠し引下げを予定していることなどから、人動と同率を引き下げるのが妥当。	社会経済の情勢は、わずかながら好転の兆しがあり、市内においては、実感するまでには至らないものの、税收などの数値上では、プラスに伸びている状況がある。現在の社会経済の情勢を踏まえたR4人事院勧告と、現在の市内状況に大きな乖離がないことなどを総合的に判断し、全会一致で、現行の期末手当支給割合から、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.10月とすることが妥当	財政指標が改善しているもの、悪化しているものが混在しているが、近隣市や類似団体との報酬等月額と比較においては、概ね中位から下位に属し、報酬等の水準がかけ離れた状態にはなく、R5人事院勧告内容も踏まえ、総合的に判断した結果、報酬等月額据え置き、期末手当を0.10月引き上げることが妥当	人事院勧告は社会情勢を反映したものであり、穴栗市において独自に調査することが難しい。また、地域手当については、過去に支給されていた調整手当は給料月額に含めることで廃止した経緯があり、支給しないことで意見が一致した。 期末手当の率の改定は審議会を開催して議論を行わず、人事院勧告に準じて行うこととすることが妥当である。
意見要望等	・類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額等を引き上げるべき状況であるかと思う。 ・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいため、積極的に情報を発信・提供し、議員活動の見える化に努められたい。 ・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。 ・市民自身ももっと行政に関心を持つべきだと考える。人任せにせず、それぞれが意識を高め、それぞれの立場で行政に参画していくことが大事である。	・人事院勧告が、一定、社会情勢や経済状況を勘案したうえでマイナス勧告をされているのであれば、それに準じないといえるだけの状況（プラスの要素）が穴栗市にあったといえるのか。 ・雇用創生協議会の問題を受け、どういった形で責任を取るのか。市長の責務や役割を考えたとき、市民から選ばれた地域の代表として、市政運営を担う立場として、責任を明確にしてほしい。 ・新型コロナの影響等で厳しい現実の中、支援金等の手続を行った際に、市の対応が悪かった等の声を聞いた。こういう状況であるからこそ、市長以下職員が一丸となって、真摯に、親身になって、適切な対応を心がけてほしい。	・議会だよりや個人での市政報告等を活用し議員それぞれの思いや施策を伝えたり、また、議員同士が議論している委員会等の中継を行うなど課題となっている「活動の見える化」につなぐ取組を積極的に実施されたい。加えて、「おでかけ市議会」についても、もっと利用が増えるように広報してほしい。 ・雇用創生協議会の問題について、不正に関わった者に返還させるとのことであったが、その後の進捗状況等について詳しい説明がないため、市民は不安に思っている。また、時間が経てば経つほど解決は難しくなると思う。延滞金の問題等もあらことから、迅速な対応、早期解決を強く望む。	・R2自治基本条例検証の中で、議会報告会での参加者が少ないことに関し、「対象団体を絞り、具体的なテーマを設定し積極的に参加を呼び掛ける」とあるが、実施できていない。 ・今把握できる税收等の数値ではプラスに伸びているが、市内の経済情勢等の好転を、市民が日常的に実感している状況ではない。 ・人事院勧告と市内の所得状況とが異なっていないため、期末手当支給割合を引き上げても良いとは思うが、議員分については、過去に特別職（三役）と議員間で当該支給割合に差が設けられていた経緯を踏まえ、不祥事件を加味し、支給割合に反映させる方法も考えられる。 ・議会においては、不祥事後の対策や、信頼回復に向けて取り組んでいる活動を、市民に向け、もっとアピールしていくほうが良い。 ・議員は、選挙で選ばれた公職者であり、不祥事に対する直接的な対応は当然として、倫理観やコンプライアンスなどの、更にもう1段階高い次元での研修が必要なのではないか。	・報酬等の額について、年間報酬ベースにする方が市民は分かりやすい。 ・報酬等月額にスポットをあてるのではなく、人件費全体で考えていく中で、報酬等月額を改定する必要があるのかどうかを考えるべきである。仮に報酬等月額が増額になるとしても、議会議員全体の人件費が抑制できているのであれば問題ないのではないかと。 ・議員定数については、市民意見や議会運営できている状況を踏まえると、定数減を検討していく必要があるのではないかと。 ・政務活動費の活用が少ない中で、会派での活動や議員活動が充分にできているのか。政務活動費を活用し、会派での活動や議員活動を積極的に行うべきではないかと。	・人事院勧告以上の資料を独自に集めたり作るのは難しいため、人事院勧告に準じる場合、会議は省略してもいいのではないかと。ただし、人事院勧告以上のベースアップや賃上げをする場合は、審議会からの意見やそれなりの根拠がないと改定は難しい。
審議回数	3回	1回	3回	2回	3回	1回
改定状況	据え置きのため、条例改正なし。	12月議会にて改正条例の議決（R2年度実施）	12月議会にて改正条例の議決（R3年度実施）	12月議会にて改正条例の議決（R4年度実施）	12月議会にて改正条例の議案上程（R5年度実施）	12月議会にて改正条例の議案上程（R6年度実施）

本年の給与勧告のポイント①

月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円(3.62%)を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

✓ 俸給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円(+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円(+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円(+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

✓ 本府省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

✓ 特勤勤務手当等

- ▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

(一般の職員の場合の支給月数)

- 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
以降	勤勉手当	1.0625月	1.0625月

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和7年9月5日調査時点現在)

市長

区分・自治体名		給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月＋（①× （100＋③）/100× ②）（円）
		月額 （円） ①	減額 措置	減額後 月額 （円）	支給割合 （月） ②	役職加算 （％） ③	減額措置・内容		
宍粟市		880,000	無		4.3	10			14,722,400
西播磨	相生市	897,000	有 （77,000 円）	820,000	4.6	15	減額後の給料月額を基に算出した額から112,000円減ずる	給料：R7.4～R9.3 期末手当：R7.4～R9.3	15,509,130
	赤穂市	894,000	有 （15％）	759,900	4.6	15	減額後給料により算出	R7.4.1～R8.3.31	15,457,260
	たつの市	965,000	有 （20％）	772,000	4.6	15	減額後月額にて算定	R4.4.1～R7.11.12	16,684,850
類似団体 （国による 分類）	西脇市	921,000	無		4.65	15			15,977,048
	小野市	980,000	無		4.6	20			17,169,600
	加西市	893,000	無		4.6	15			15,439,970
	加東市	940,000	無		4.6	15			16,252,600
	朝来市	865,000	無		4.6	10			14,756,900
近隣	養父市	783,000	無		4.45	10			13,228,785
同規模	丹波篠山市	837,000	有 （30％）	585,900	4.4	10	減額後の給料月額を基に算出した額から20％削減	給料：在任中 期末手当：在任中	14,095,080

※《平均給料月額》【西播磨】918,667円、【類似団体（赤穂市含む）】：915,500円、【本表全体】：897,500円（いずれも宍粟市を除く平均）

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和7年9月5日調査時点現在)

副市長

区分・自治体名		給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月＋（①× （100＋③）/100× ②）（円）
		月額 （円） ①	減額 措置	減額後 月額 （円）	支給割合 （月） ②	役職加算 （％） ③	減額措置・内容		
宍粟市		712,000	無		4.3	10			11,911,760
西播磨	相生市	744,000	有 （26,000円）	718,000	4.6	15	減額後の給料月額を基に算出した額から98,000円減ずる	給料：R7.4～R9.3 期末手当：R7.4～R9.3	12,863,760
	赤穂市	742,000	有 （5％）	704,900	4.6	15	減額後給料により算出	R7.4.1～R8.3.31	12,829,180
	たつの市	800,000	有 （12％）	704,000	4.6	15	減額後月額にて算定	R4.4.1～R7.11.12	13,832,000
類似団体 （国による 分類）	西脇市	750,000	無		4.6	15			12,967,500
	小野市	794,000	無		4.6	20			13,910,880
	加西市	714,000	無		4.6	15			12,345,060
	加東市	750,000	無		4.6	15			12,967,500
	朝来市	684,000	無		4.6	10			11,669,040
近隣	養父市	630,000	無		4.45	10			10,643,850
同規模	丹波篠山市	666,000	有 （10％）	599,400	4.4	10	減額後の給料月額を基に算出	給料：在任中 期末手当：在任中	11,215,440

※《平均給料月額》【西播磨】762,000円、【類似団体（赤穂市含む）】739,000円、【本表全体】727,400円（いずれも宍粟市を除く平均）

市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況(令和7年9月5日調査時点現在)

教育長

区分・自治体名		給料			期末手当			減額期間等	【参考】 ①×12月＋（①× （100＋③）/100× ②）（円）
		月額 （円） ①	減額 措置	減額後 月額 （円）	支給割合 （月） ②	役職加算 （％） ③	減額措置・内容		
宍粟市		638,000	無		4.3	10			10,673,740
西播磨	相生市	646,000	有 （9,000 円）	637,000	4.6	15	減額後の給料月額を基に算出 した額から87,000円減ずる	給料：R7.4～R9.3 期末手当：R7.4～R9.3	11,169,340
	赤穂市	644,000	有 （5％）	611,800	4.6	15	減額後給料により算出	R7.4.1～R8.3.31	11,134,760
	たつの市	685,000	有 （8％）	630,200	4.6	15	減額後月額にて算定	R4.4.1-R7.11.12	11,843,650
類似団体 （国による 分類）	西脇市	665,000	無		4.6	10			11,344,900
	小野市	695,000	無		4.6	20			12,176,400
	加西市	640,000	無		4.6	15			11,065,600
	加東市	660,000	無		4.6	15			11,411,400
	朝来市	635,000	無		4.6	10			10,833,100
近隣	養父市	585,000	無		4.45	10			9,883,575
同規模	丹波篠山市	612,000	有 （10％）	550,800	4.4	10	減額後の給料月額を基に算出	給料：在任中 期末手当：在任中	10,306,080

※《平均給料月額》【西播磨】：658,333円、【類似団体（赤穂市含む）】656,500円、【本表全体】646,700円（いずれも宍粟市を除く平均）

議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況(令和7年9月5日調査時点現在)

議会議員

区分・自治体名		議員報酬月額(円)①				期末手当		【参考】 ①×12月+(①×(100+③)/100×②)(円)			
		議長	副議長	委員長	議員	支給割合 (月) ②	役職加算 (%) ③	議長	副議長	委員長	議員
宍粟市		448,000	370,000	356,000	346,000	4.3	10	7,495,040	6,190,100	5,955,880	5,788,580
西播磨	相生市	495,000	424,000		386,000	4.6	15	8,558,550	7,330,960		6,673,940
	赤穂市	486,000	415,000		386,000	4.6	15	8,402,940	7,175,350		6,673,940
	たつの市	524,000	448,000		404,000	4.6	15	9,059,960	7,745,920		6,985,160
類似団体	西脇市	465,000	408,000		370,000	4.6	15	8,039,850	7,054,320		6,397,300
	小野市	528,000	449,000		409,000	4.6	20	9,250,560	7,866,480		7,165,680
	加西市	451,000	380,000	—	377,000	4.6	15	7,797,790	6,570,200		6,518,330
	加東市	450,000	380,000		350,000	4.6		7,470,000	6,308,000		5,810,000
	朝来市	453,000	373,000	352,000	342,000	4.6	10	7,728,180	6,363,380	6,005,120	5,834,520
近隣	養父市	430,000	340,000	320,000	310,000	3.95	10	7,028,350	5,557,300	5,230,400	5,066,950
同規模	丹波篠山市	475,000	385,000	360,000	350,000	4.6	10	8,103,500	6,568,100	6,141,600	5,971,000

※《平均報酬月額》【西播磨】議長501,667円、副議長429,000円、議員392,000円
【類似団体(赤穂市含む)】議長472,167円、副議長400,833円、議員369,333円
【本表全体】議長475,700円、副議長400,200円、議員368,400円

※いずれも宍粟市を除く平均

特別職等の報酬等及び期末手当支給率の推移

※期末手当の欄は、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数を記載しています。(単位:月)

H17年議会で議員部分のみ否決																		
年度 ※網掛けは審議会開催年度	一般行政職							報酬月額(円)			特別職 (3役)		報酬月額(円)			全議員		
	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	対前年比 増減額 (円)	(参考)給与勧告の実施状況			市長	副市長	教育長	期末手当	対前年比 増減	議長	副議長	議員	期末手当	対前年比 増減	
					月例給 勧告率	期末勤勉 支給月数	対前年比 増減											
H17.4	41.8	340,313	402,887		▲0.36%	4.45月	+0.05月	860,000	700,000	650,000	4.4月	+0.05月	398,000	302,000	280,000	4.35月	—	
H17.10								940,000	760,000	685,000			462,000	382,000	357,000			
H18	42.1	343,329	431,445	28,558	—		—	(846,000)	(722,000)	(650,750)		—					—	
H19	42.4	338,413	420,307	▲ 11,138	▲0.35%	4.50月 (4.45月)	+0.05月 (—)					—					市長 し、 率改	
H20	42.0	335,204	399,081	▲ 21,226	—	— (4.50月)	— (+0.05月)					—					—	
H21	42.8	335,234	427,981	28,900	▲0.22%	4.15月	▲0.35月				4.05月	▲0.35月				4.00月	▲0.35月	
H22	42.9	334,216	430,148	2,167	▲0.19%	3.95月	▲0.20月	880,000	712,000	638,000	3.85月	▲0.20月	448,000	370,000	346,000	3.80月	▲0.20月	
H23	42.9	331,489	431,304	1,156	▲0.23%		—					—					—	
H24	43.1	330,745	415,841	▲ 15,463	—		—					—					—	
H25	43.1	330,705	411,122	▲ 4,719	—		—					—					—	
H26	43.1	331,558	413,896	2,774	0.27%	4.10月	+0.15月				4.0月	+0.15月				4.0月	+0.20月	
H27	43.5	330,623	421,931	8,035	0.36%	4.20月	+0.10月				4.1月	+0.10月				4.1月	+0.10月	
H28	42.9	326,515	414,204	▲ 7,727	0.17%	4.30月	+0.10月				4.2月	+0.10月				4.2月	+0.10月	
H29	42.7	324,286	410,659	▲ 3,545	0.15%	4.40月	+0.10月				4.2月	—				4.2月	—	
H30	42.0	318,264	394,693	▲ 15,966	0.16%	4.45月	+0.05月				4.2月	—				4.2月	—	
R01	41.4	313,717	396,549	1,856	0.09%	4.50月	+0.05月				4.2月	—				4.2月	—	
R02	42.0	317,128	392,318	▲ 4,231	—	4.45月	▲0.05月				4.15月	▲0.05月				4.15月	▲0.05月	
R03	41.8	315,951	394,562	2,244	—	4.30月	▲0.15月				4.0月	▲0.15月				4.0月	▲0.15月	
R04	42.1	315,868	395,851	1,289	0.23%	4.40月	+0.10月				4.1月	+0.10月				4.1月	+0.10月	
R05	42.2	314,667	386,758	▲ 9,093	0.96%	4.50月	+0.10月				4.1月	—				4.1月	—	
R06	42.7	319,684	389,881	▲ 5,970	2.76%	4.60月	+0.10月				4.2月	+0.10月				4.2月	+0.10月	
R07	42.6	332,428	407,941	21,183	3.62%	4.65月	+0.05月											

H17年議会で議員部分のみ否決

市長が議員と協議し、期末手当支給率改正せず

※H25.7月～H26.3月:職員、特別職(3役)、議員とも国の要請(東北大震災財源措置等)に伴う減額措置実施

給料(報酬)月額 : (一般職員) 1.26%～5.6%減
: (特別職3役) 10%減
: (議員) 5%減
管理職手当月額 : 5%減
期末(勤勉)手当 : (一般職員) 3%減
: (特別職3役) 3%減

※H18～21年度は特別職(3役)は報酬月額の減額措置(10%独自カット)を実施

※H21.1～2月は市長はさらに30%、副市長は10%を独自カット

令和6年度 市長の公務のうち以下に該当する件数

		回数		
		平日(8:30-17:15)	平日(早朝・夜間)	休日(土日祝)
庁内会議(〇〇本部会議、〇〇委員会など)		163		2
※市長・副市長・教育長がその会のトップとなる委員会の類に限る(市長がトップの委員会に副市長・教育長が出席する場合、副市長・教育長の活動回数にカウントする)				
市内会議		59		21
市外への出張(要望除く)	県内	50		3
	県外	18		0
市内イベントへの出席		22		92
その他(来庁、訪問、協議、打合せ等)		481		3
国・県への要望活動		8		0
合 計		801		121

令和6年度 副市長の公務のうち以下に該当する件数

		回数		
		平日(8:30-17:15)	平日(早朝・夜間)	休日(土日祝)
庁内会議(〇〇本部会議、〇〇委員会など)		196		2
※市長・副市長・教育長がその会のトップとなる委員会の類に限る(市長がトップの委員会に副市長・教育長が出席する場合、副市長・教育長の活動回数にカウントする)				
市内会議		42		1
市外への出張(要望除く)	県内	19		5
	県外	24		1
市内イベントへの出席		11		31
その他(来庁、訪問、協議、打合せ等)		433		6
国・県への要望活動		2		0
合 計		727		46

令和6年度 教育長の公務のうち以下に該当する件数

		回数		
		平日(8:30-17:15)	平日(早朝・夜間)	休日(土日祝)
庁内会議(〇〇本部会議、〇〇委員会など)		155		6
※市長・副市長・教育長がその会のトップとなる委員会の類に限る(市長がトップの委員会に副市長・教育長が出席する場合、副市長・教育長の活動回数にカウントする)				
市内会議		42		2
市外への出張(要望除く)	県内	14		
	県外	7		
市内イベントへの出席		24		64
その他(来庁、訪問、協議、打合せ等)		157		2
国・県への要望活動				
合 計		399		74

令和 6 年度 宍粟市議会開催等の状況

○宍粟市議会（定例会）

第117回	令和 6 年 5 月 31 日	～	令和 6 年 6 月 20 日	21日間
第118回	令和 6 年 8 月 30 日	～	令和 6 年 10 月 4 日	36日間
第119回	令和 6 年 11 月 29 日	～	令和 6 年 12 月 17 日	19日間
第121回	令和 7 年 2 月 26 日	～	令和 7 年 3 月 26 日	29日間

○宍粟市議会（臨時会）

第120回 令和 7 年 1 月 14 日

○各委員会等

議員協議会	24回	
議会運営委員会	23回	
会派代表者会議	1 回	
総務経済常任委員会	22回	（総務経済分科会 9 回）
文教民生常任委員会	25回	（文教民生分科会 10 回）
予算決算常任委員会	16回	
予算委員会	7 回	
決算委員会	7 回	
広報広聴常任委員会	17回	
うち広報モニター会議	1 回	
政策研究会幹事会	1 回	
政策研究会 ICT 分科会	1 回	

○議会報告会

市内 4 会場（10月30日、11月 5 ・ 7 ・ 12 日）

○議会だより発行

4 回 （5 月 ・ 8 月 ・ 11 月 ・ 2 月）

○議会視察受入れ

6 回 （鹿児島県霧島市議会、宮城県松島町議会、徳島県吉野川市議会、
広島県三次市議会、和歌山県紀美野町議会、福岡県川崎町議会）

令和6年度議会報告会_市民参加人数（会場別）

開催日	会場	地区	男	女	その他	計(人)
10月30日	穴栗市役所	山崎地区	17	5	0	22
11月5日	いちのぴあ	一宮地区	19	4	0	23
11月7日	はがてらす	波賀地区	7	4	0	11
11月12日	ライブラリーちくさ	千種地区	4	4	0	8
計			47	17	0	64

議員定数の類似団体・近隣市等の状況（令和7年9月5日調査時点現在）

区分・自治体名	宍粟市	西播磨			類似団体					近隣	同規模
		相生市	赤穂市	たつの市	西脇市	小野市	加西市	加東市	朝来市	養父市	丹波篠山市
面積	658.54km ²	90.40km ²	126.85km ²	210.87km ²	132.44km ²	93.84km ²	150.22km ²	157.55km ²	403.06km ²	422.91km ²	377.59km ²
住基人口(R7.9.1)	33,183人	26,749人 ※	43,636人 ※	71,544人	37,190人	46,616人	41,118人	39,097人	27,386人 ※	20,633人	38,649人
定数	16人	14人	17人	20人	16人	16人	15人	16人	18人	16人	18人
議員報酬(月)	346,000円	386,000円	386,000円	404,000円	370,000円	409,000円	350,000円	350,000円	342,000円	310,000円	350,000円
政務活動費(月)	15,000円	12,000円	22,000円	40,000円	44,500円(年)	-	100,000円(年)	-	10,000円	120,000円(年)	20,000円

住基人口「※」は7月末数値

令和6年度 政務活動費収支報告一覧

(単位:円)

会派等の名称	人数	収入	交付確定額	支出	人数変更等に伴う増減	戻入額	執行率	収入内訳		支出内訳									
								政務活動費	雑収入	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要望・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
創政会	3	交付申請なし						交付申請なし											
政策研究グループ「グローバルしそう」	3	540,000	540,000	41,170	0	498,830	7.62%	540,000	0	11,140	0	0	0	0	0	0	30,030	0	0
栄志の会	2	360,000	360,000	28,780	0	331,220	7.99%	360,000	0	28,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公明市民の会	2	360,000	360,000	28,780	0	331,220	7.99%	360,000	0	28,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミライしそう	2	360,000	360,000	71,220	0	288,780	19.78%	360,000	0	71,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[個]津田晃伸	1	交付申請なし						交付申請なし											
[個]山下由美	1	交付申請なし						交付申請なし											
合計	14	1,620,000	1,620,000	169,950	0	1,450,050	10.49%	1,620,000	0	139,920	0	0	0	0	0	0	30,030	0	0

令和6年度会議出席(R6.4.1～R7.3.31)

※議会活動として規定されている会議への出席日数のみをカウントしています。
 (議員へ案内等があり参加した会議等は含まれていません)
 ※議長、副議長及び委員長等が議会代表として参加したものはカウントしていません。
 (議長が議会を代表して参加した会議・催し等:86日・97会議)
 ※会派及び議員個人としての活動は含まれていません。

1. 集計(委員会ごと、延べ回数)

定例会	臨時会	議員協	議運	総務	文教	広報	予算決算	予算	決算	会派代表	政策研究	ICT	報告会	計
18	1	24	23	22	25	17	16	7	7	1	1	1	4	167

2. 集計(議員ごと、出席延べ回数)

議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
95	125	136	103	142	121	117	86	115	96	94	85	80	136		

3. 集計(議員ごと、日数)

※全90日

議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
67	71	71	58	83	66	64	49	66	48	54	47	42	71		

4. 出席簿

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
1	4月9日	4月9日	総務	●		●			●	●			●			●	●		
2		4月9日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
3	4月10日	4月10日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●				
4		4月10日	会派代表	●	●		●	●			●				●				
5	4月15日	4月15日	広報			●	●	●		●		●	●				●		
6	4月17日	4月17日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
7		4月17日	政策研究	●	●	●		●	●		●						●		
8	4月22日	4月22日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
9		4月22日	広報		●	●	●	●		●		●	●				●		
10	5月14日	5月14日	総務	●					●	●			●			●	●		
11	5月15日	5月15日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●				

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
12	5月21日	5月21日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
13	5月24日	5月24日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
14	5月29日	5月29日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
15	5月31日	5月31日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
16		5月31日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
17		5月31日	総務			●			●	●			●			●	●		
18		5月31日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
19		5月31日	総務			●			●	●			●			●	●		
20		5月31日	文教		●		●	●			●	●		●	●				
21	6月6日	6月6日	総務	●		●			●	●			●			●	●		
22		6月6日	広報		●	●	●	●		●		●	●				●		
23	6月7日	6月7日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●				
24	6月13日	6月13日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
25		6月13日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
26		6月13日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
27	6月14日	6月14日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
28		6月14日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
29	6月20日	6月20日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
30		6月20日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
31	7月4日	7月4日	文教	●	●		●	●				●		●	●				
32	7月8日	7月8日	文教	●	●		●	●			●				●				
33	7月9日	7月9日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
34	7月12日	7月12日	総務			●			●	●			●			●	●		
35		7月12日	広報		●	●	●	●		●		●	●				●		
36	7月19日	7月19日	広報				●	●		●		●	●				●		
37	7月22日	7月22日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		
38	8月7日	8月7日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●				
39	8月9日	8月9日	総務	●		●			●	●			●			●	●		
40	8月19日	8月19日	広報		●	●	●	●		●		●					●		
41	8月23日	8月23日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
42	8月29日	8月29日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
43	8月30日	8月30日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
44		8月30日	定例会	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
45		8月30日	予算決算		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
46		8月30日	総務			●			●	●			●			●	●		
47		8月30日	文教		●		●	●				●		●	●				
48		8月30日	決算			●		●	●	●		●		●			●		

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
49	9月5日	9月5日	総務	●		●			●	●			●				●			
50	9月6日	9月6日	文教	●	●		●	●				●		●	●					
51	9月10日	9月10日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
52		9月10日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
53		9月10日	議運	●	●	●		●	●		●							●		
54	9月11日	9月11日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
55		9月11日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
56		9月11日	広報		●	●	●	●	●		●		●	●				●		
57	9月12日	9月12日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
58		9月12日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
59		9月12日	決算			●		●	●	●		●		●				●		
60	9月17日	9月17日	決算			●		●	●	●		●					●			
61	9月18日	9月18日	決算			●		●	●	●		●		●			●			
62	9月19日	9月19日	決算			●		●	●	●		●		●			●			
63	9月20日	9月20日	決算			●		●	●	●		●		●			●			
64	9月25日	9月25日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
65	9月30日	9月30日	決算			●		●	●	●		●		●			●			
66	10月1日	10月1日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●			
67		10月1日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●			
68		10月1日	議運	●	●	●		●	●			●						●		
69	10月2日	10月2日	文教		●		●	●			●	●		●	●					
70	10月4日	10月4日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
71		10月4日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
72		10月4日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
73		10月4日	広報		●	●	●	●	●		●		●	●				●		
74	10月15日	10月15日	広報		●	●		●		●			●				●			
75	10月16日	10月16日	文教		●		●	●				●		●	●					
76	10月17日	10月17日	総務	●		●			●	●							●	●		
77		10月17日	議運	●	●	●		●	●		●							●		
78	10月21日	10月21日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
79		10月21日	文教		●		●	●			●	●		●	●					
80	10月24日	10月24日	広報			●	●	●		●		●	●				●			
81	10月30日	10月30日	報告会	●	●	●	●	●		●			●	●	●					
82	11月5日	11月5日	報告会	●	●	●		●	●	●			●							
83	11月6日	11月6日	文教		●		●	●			●	●		●	●					
84	11月7日	11月7日	報告会	●	●	●			●	●		●					●			
85	11月12日	11月12日	報告会	●	●	●	●			●							●			

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L			
86	11月13日	11月13日	総務	●		●			●	●			●			●	●			
87		11月13日	議運	●	●	●		●	●		●						●			
88	11月14日	11月14日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●					
89	11月22日	11月22日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●			
90		11月22日	広報		●	●	●	●		●		●	●				●			
91		11月22日	広報		●	●	●	●	●		●		●	●				●		
92	11月27日	11月27日	議運	●	●	●		●	●		●						●			
93	11月29日	11月29日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
94		11月29日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
95		11月29日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
96		11月29日	総務			●			●	●				●			●	●		
97		11月29日	文教		●		●	●	●			●	●		●	●				
98	12月5日	12月5日	総務	●		●			●	●			●				●	●		
99		12月5日	広報		●	●	●	●		●		●	●					●		
100	12月6日	12月6日	文教	●	●		●	●				●		●	●					
101	12月10日	12月10日	定例会	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
102		12月10日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
103		12月10日	議運	●	●	●		●	●	●		●						●		
104	12月11日	12月11日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
105		12月11日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
106	12月12日	12月12日	議運	●	●	●		●	●		●						●			
107	12月16日	12月16日	総務			●			●	●			●				●	●		
108	12月17日	12月17日	定例会	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
109		12月17日	議員協	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		
110		12月17日	議運	●		●		●	●	●								●		
111	12月23日	12月23日	議運	●	●	●		●	●		●						●			
112	1月10日	1月10日	広報		●	●	●	●		●		●	●					●		
113		1月10日	議運	●	●			●	●		●							●		
114	1月14日	1月14日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
115		1月14日	臨時会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
116		1月14日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
117		1月14日	総務	●		●			●	●				●			●	●		
118		1月14日	文教		●		●	●	●			●	●		●	●				
119		1月14日	総務	●		●			●	●				●			●	●		
120	1月15日	1月15日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●					
121	1月17日	1月17日	広報		●	●	●	●		●		●					●			

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
122	1月20日	1月20日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
123		1月20日	文教		●		●	●				●		●	●				
124	1月31日	1月31日	文教		●		●	●				●		●	●				
125	2月3日	2月3日	総務	●		●			●	●			●				●		
126		2月3日	議運	●	●	●		●	●		●							●	
127	2月6日	2月6日	文教	●	●		●	●			●	●		●	●				
128	2月18日	2月18日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●		
129	2月21日	2月21日	議運	●	●	●		●	●		●							●	
130	2月26日	2月26日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
131		2月26日	定例会	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
132		2月26日	予算決算		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
133		2月26日	総務			●			●	●			●				●	●	
134		2月26日	文教		●		●	●				●		●	●				
135		2月26日	予算			●		●	●	●		●		●				●	
136		2月26日	広報		●	●	●	●		●		●	●					●	
137	2月27日	2月27日	議運		●	●		●	●									●	
138	2月28日	2月28日	総務	●		●			●	●			●				●	●	
139	3月3日	3月3日	文教	●	●		●	●			●	●			●				
140	3月5日	3月5日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
141		3月5日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
142		3月5日	議運	●	●	●		●	●		●							●	
143	3月6日	3月6日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
144		3月6日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
145		3月6日	広報		●	●	●	●		●		●	●					●	
146	3月7日	3月7日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
147		3月7日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
148		3月7日	文教		●		●	●			●	●		●	●				
149		3月7日	総務			●			●	●			●				●	●	
150		3月7日	予算決算		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
151		3月7日	予算			●		●	●	●		●		●				●	
152	3月11日	3月11日	予算					●	●	●		●		●				●	
153	3月12日	3月12日	予算			●		●	●	●		●		●				●	
154	3月13日	3月13日	予算			●		●	●	●		●		●				●	
155	3月14日	3月14日	予算			●		●	●	●		●		●				●	
156		3月19日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

番号	開催日		会議名	議長	副議長	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
157	3月19日	3月19日	総務			●			●	●			●			●	●		
158		3月19日	文教		●		●	●			●	●		●	●				
159		3月19日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
160	3月21日	3月21日	予算			●		●	●	●		●		●			●		
161	3月24日	3月24日	予算決算		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
162		3月24日	議員協	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		
163	3月26日	3月26日	定例会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
164		3月26日	総務			●			●	●			●			●	●		
165		3月26日	議運	●	●	●		●	●		●						●		
166		3月26日	議員協	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
167		3月26日	ICT		●	●				●		●				●			

写

令和 5 年11月10日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 米 田 正 富



市長等の報酬等及び期末手当支給割合について（答申）

令和 5 年10月 5 日付宍総総第336号にて、当審議会に対し諮問された市長等の報酬等及び期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の報酬等の額については現行どおり据え置き、期末手当支給割合については0.10月引き上げることが適当である。

職の別	現 行		答 申	
	報酬等の額	期末手当支給割合	報酬等の額	期末手当支給割合
市 長	880,000円	4. 10月	現行どおり 据え置き	4. 20月 (0.10月引上げ)
副市長	712,000円			
教育長	638,000円			
議 長	448,000円	4. 10月	現行どおり 据え置き	4. 20月 (0.10月引上げ)
副議長	370,000円			
議 員	346,000円			

審議経過・審議内容等

1. はじめに

令和5年10月5日に市長から当審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、市長等の報酬等及び期末手当支給割合について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、直近の審議会以降の行政を取り巻く環境の変化を考慮する中で、現行の市長等の報酬等の額が適正か否か、また、令和5年人事院勧告において、一般職の期末手当支給割合がプラス改定となる勧告がなされたことを受け、市長等の期末手当支給割合を改定することの是非について、当審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

当審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ・ 近隣団体及び県内の類似する団体との比較
- ・ 人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 市長等の職務、職責、活動等の状況
- ・ 市の財政指標等の状況
- ・ 地域の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和5年10月5日（木）	委嘱状交付、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和5年10月23日（月）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議、答申案の審議・検討
第3回	令和5年11月2日（木）	答申案の審議・検討

【検討に用いた資料】

- ・ 議会の役割、市長の役割
- ・ 令和5年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等
- ・ 市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 議員定数の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 特別職等の報酬等及び期末手当支給率の推移
- ・ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
- ・ 令和4年度議案一覧
- ・ 令和4年度政策会議協議案件一覧
- ・ 令和5年度宍粟市の人事行政の運営等の状況（抜粋）
- ・ 令和4年度宍粟市議会開催等の状況
- ・ 令和4年度宍粟市議会報告会地区別参加人数
- ・ 令和4年度政務活動費収支報告一覧
- ・ 令和4年度議会における会議出席

3. 審議内容

市長等の報酬等の額は、平成22年度以降据え置きとなっており、また、期末手当支給割合は、令和2年度及び令和3年度は引き下げとなっているものの、令和4年度には4.00月から4.10月へ引き上げられている。

本市の財政状況等についてみると、改善している財政指標がある中で、国からの地方交付税の減等に伴い、悪化している財政指標があることは気掛かりではあるが、国家公務員と宍粟市職員の給料の比較した数値であるラスパイレス指数（国家公務員の給料を100とした場合の地方公共団体職員の給料の数値）は97.4で、国家公務員を下回り、一般職の給料は概ね適正な状況が続いている。

近隣市や類似団体等との比較においては、報酬等の額は概ね中位から

下位に属し、これらの団体と報酬等の水準がかけ離れた状態にあるわけではない。

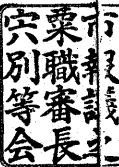
また、現在の社会経済の情勢を踏まえた令和5年の人事院勧告は、原材料や燃料価格の上昇、円安の影響等による物価高騰が続く中、企業業績の改善を背景とした賃上げが行われ、国家公務員より民間給与が上回る結果となり、月例給及び期末・勤勉手当を引き上げる勧告となっている。

これらの状況を踏まえ、総合的に審議を行った結果、市長等の報酬等の月額については据え置きとし、期末手当支給割合については、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.20月とすることが妥当であるとの結論に達した。

4. 付記事項

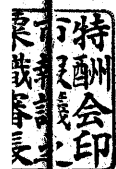
審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・報酬等の額について、年間報酬ベースにする方が市民は分かりやすい。
- ・報酬等月額にスポットをあてるのではなく、人件費全体で考えていく中で、報酬等月額を改定する必要があるのかどうかを考えるべきである。仮に報酬等月額が増額になるとしても、議会議員全体の人件費が抑制できているのであれば問題ないのではないか。
- ・議員定数については、市民意見や議会運営できている状況を踏まえると、定数減を検討していく必要があるのではないか。
- ・政務活動費の活用が少ない中で、会派での活動や議員活動が充分にできているのか。政務活動費を活用し、会派での活動や議員活動を積極的に行うべきではないか。



【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
米田 正富	宍粟市連合自治会 副会長	会長
中津 恵美子	宍粟市商工会 理事（女性部長）	職務代理者
尾崎 里実	宍粟市消費者協会 会計	
飯塚 裕二	西兵庫信用金庫 常務理事	
恵美 好文	公募委員	



別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和5年10月5日（木）10時15分から12時00分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 503会議室	
議長（委員長・会長）氏 名	会長 米田 正富	
委 氏 員 名	（出席者） 米田正富、中津恵美子、尾崎里実、 飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し
事 務 局 名	総務部 砂町部長 総務部総務課 菅野次長兼課長、清水係長 議会事務局 岸元課長、小椋係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・次回の資料として、次のものを準備 ①西播や類似団体と比較した議員定数資料（各市の人口含む） ②議会としての活動の日数が詳しく分かる資料 ③市長、副市長、教育長の年間勤務状況等が分かる資料 ・次回の日程、場所については、次のとおり 10月23日（月）10時00分～ 市役所5階503会議室	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認	（委員長等） _____ 米田 正富 _____	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	1. 委嘱状の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員の紹介 4. 会長及び職務代理者の選出 5. 諮問及び諮問の趣旨説明 6. 資料説明及び質疑応答、審議 (事前配布資料、当日配布資料の説明)
会長	今の資料説明について、質問等ありましたらお願いいたします。また、今年は昨年度と違い、報酬等の月額と期末手当支給割合の両方のものとなっておりますので、報酬等の月額や期末手当支給割合の引上げ、据置き、引下げについて方向性についてなどもあわせて意見がございましたらお願いいたします。
委員	昨年の報告の中で議員活動の内容がよく見えないということで、議長が連合自治会のほうにもお越しいただいて、そういう指摘を受けておりますという報告は受けておりますけれども、議会ではどういうふうに対処していこうとかいう意見は出ておりませんか。
事務局	活動が見えないということにつきまして、連合自治会からいただいた意見も持ち帰りいたしまして、議員全員に向けて報告をさせていただいております。先般の9月の議会報告会で議員定数の方向を実は報告させていただきました。一定方向が出たのですけれども、その検討の際に、その活動が見えないというのが議会報告会や、議員各自が各会派で活動している中でも同様の意見をいただいております。定数がどうかということだけではなく、議会活動の透明性や、市民に知っていただくということをより強化していかないといけないという議論に至りました。議員研修や、広報活動の強化なども検討いただき、また、議会報告会で少しでも議会が活動した内容を報告していこうと取り組んでいるところであります。
委員	議員が親密に小さなことでも、相談に乗ってもらえるようになればいいと思っています。
委員	この報酬に関してはやはり他市と比べても、高くも安くもないと感じています。それと、なぜ議長が少し高いのかなと思ったら、説明を受けて、やはり代

	表として、ほとんど毎日のように庁舎に出勤しているということで納得しました。議員の活動に関しては、確かに見えていないことが多くて、議会の公開など皆さん努力はされていると思うのですが、できれば議員さん1人1人が、今日は何の活動をしたとか、日記のようなものがあつたらもっと分かりやすいとも思いました。
会長	ほかの委員の方は何かございませんか。本日は質疑応答だけの会議になっていますか。
事務局	今日は自由に意見していただいて、例えば、審議の中でこういう資料がほしいなど言っていただいたらいいかなとも思います。今日は全体的な方向性として、次回に向けて各委員さんの意見を言っていただいたらどうかと考えております。
委員	率直に言って、数値的にはこの資料で十分説明をいただいていると思うのですが、我々としても、市長、副市長、教育長さん、それからあと、議員の皆さんも、活動内容が全部分かっているわけではないので、高いか安いかわかっても、本人さんは一生懸命活動されているから、まだ安いと思っているかもしれません。我々が審議する中で、例えば、市長がどこに行つて何をされたのか、議員であれば日報なども市民に公開されたらもっと分かりやすいか思います。
委員	議員定数について、その基準がどうなっているのかというのも疑問に思うこともあるのですが、今日の資料にあります西播磨や類似団体で、人口がどのぐらいで議員の数が何人なのか、宍粟市と比べてどうなのかというのを知りたいと思いました。それから、報酬に関しては他市と比べても、そう大差もないのですが、あとは議員の数と活動内容を知りたいと思いました。
事務局	議員定数についてですが、2021年ぐらいのデータなのですが、全国市議会の調査結果では、同じ人口規模3万人から4万人規模では、少ないところは定数14人、多いところは定数22人です。今現在、宍粟市につきましては定数16人となっております。ただ、今欠員が2名ありまして、14人で活動しております。16人の定数のところが一体全国でどのレベルなのかというところを見ますと、21%ほどが16人で、宍粟市の議員定数は決して多いところにはないと、少ないほうなのかと見ております。
委員	議員を通じて、市民の思いが、行政に伝わっているのか、また、どれだけの仕

	事をされているのかという内容に対して評価する方がいいと思うので、もう少し詳しい内容を聞かせていただけたらありがたいと思います。
事務局	議会事務局のほうで把握出来ます議会の公務につきましては、資料で報告できると思っております。地域との意見交換、市民のお宅を回っている活動については、残念ながら数字としては把握出来ませんが、お盆と年末年始だけをお休みをいただいて、それ以外は個別で市民の家を回っている議員もおりますし、議会の中の委員会で討議をし、調査研究していくという議員もおります。また、会派で報告会を開いたり、自宅での調査研究といった活動もあります。議会の公務としての活動のところは、次回何らかの資料を提出させていただきます。令和2年では、1年間で100日近く会議が開催されています。1日の間に複数、会議を詰め込む場合もありますし、延べですと203の会議が議会の公式な会議として行われています。
委員	議員報酬月額の中に政務活動費も含まれているのでしょうか。
事務局	議員報酬34万6000円以外は費用弁償、いわゆる交通費があり、会議に参加した日に1キロあたり30円支給があります。また、政務活動費は、議員報酬とは別で月額1万5000円あり、調査研究に充てる費用として支給されるもので、視察研修であったり、会派の広報紙であったりとか、また、会派で報告会を開催するとか、そういった使途の制限があり、最終的には精算しております。政務活動費は議員報酬と切り離してお考えいただく方がいいのかなと思います。
委員	それ以上の費用がかかる部分については実費で活動されているということですか。
事務局	あくまで調査研究の経費の一部として支給されているもので、支給を申請されない会派や議員もおりますので、そういった場合は、議員報酬の中で調査研究をしている実態もあると思います。
委員	議員が活動する上で活動費用が発生した場合、政務活動費というのは何か枠があるのですか。
事務局	政務活動費を使って調査研究とか、研修するとか、そういった基準があります。例えば交通費などは政務活動費として認められます。この政務活動費につきましては、地方自治法上、各自治体において決定し、認められた経費についてその一部を負担するという形になっております。使途としましては、使用される

	場合は年1回、1年間、政務活動費を使って活動する場合に申請いただきます。申請に基づき、一括で交付し、それを活用して調査研究活動を行い、精算により返していただくという形です。
委員	政務活動費はもう少し多いのかと思っていました。議員としていろんなことをするには、どこかに出かけることも必要なのもう少し多いのかと思っていましたが、月額1万5000円までしか認められないというのは他市でもそうなんでしょうか。
事務局	近隣市で政務活動費の比較はしておりますが、低いところは養父市で5000円、赤穂市では2万2000円、朝来市で1万円、たつの市が4万円、姫路市は8万5000円の月額となっています。宍粟市の政務活動費は1万5000円で、各会派議員の調査研究費用の一部として充てており、活動は議員報酬の中であるという議員もおりますし、調査研究を高めていくために政務活動費を活用する会派もあります。政務活動費は毎年、きっちりと証拠書類を5年間保存しております。ホームページでも公開していますが、令和4年度は、執行率は31.63%、金額は全体で44万5920円です。コロナ禍でインターネットやオンラインによる活用が増え、政務活動費の執行率が低かったのかなと分析しているところです。その使途につきましても、各市町まちまちで、他市町は事務所経費が認められていますが、宍粟市は認めておらず、かなり厳しく制限しておりまして、当然秘書経費も駄目ですし、かなり厳し目となっています。
委員	政務活動費がそれぐらいで間に合っているというのは、逆に、それで活動できるのかなというふうな印象を受けます。
事務局	政務活動費というのは全国でも訴訟がされているケースがあります。それは基準がばらばらで、宍粟市としてはそういうことがないように、きっちりとした厳し目の基準で正しく使っていただいています。
委員	規律が厳しいということは、使い勝手が悪いというようなとり方もできるのですね。
事務局	他の市議会と情報交換の中で、宍粟市は厳しいという形で、もっと使いやすいようにすればいいのではという声も実はあります。ただ、それは当然税金から捻出するものですので、基準は広げずに、現行の基準の中で活動しているということです。

委員	罰則を厳しくし、逆にもっと使える状況にさせていただくほうがいいんじゃないか。議員報酬は議員の生活費なので、一般の会社で言うなら経費が必要であり、経費が少ないということは活動も出来てないっていうふうな見方もできると思います。
事務局	もう少し基準を広くしたり金額を上げることによってどこまで執行率が上がるかというのは分かりませんが、これからも研究していく必要があるかとは思いますが。今いただいたご意見は、もっと調査研究を頑張ってもらいたいということであったり、議会の活動が見えないのでどういったことをされていますかと、個々の議員活動をもっと紹介していくと、そういった意見は、全議員へ報告しまして、場合によっていただいた意見の検討ということを考えてもらえたらと思っております。
委員	議員報酬につきましても、いろんなところで成果を出してもらったら、別段高いという評価にならないと思うのです。むしろ安いかなという部分もあるかもしれないと思うのです。だから、この審議会で審議させてもらう上で、もう少し詳しい資料が必要だと思います。
事務局	次回の審議会で提出させていただきたいと思います。議員報酬の金額につきましてなのですけれども、34万6000円から源泉所得税が2割近く控除され、結果的には、大体25万ぐらいの手取りになってしまっているのが現実です。その中で先ほどの政務活動費であったりとか、工夫をして活動している現状です。
委員	活動が見えないのも事実ですけども、今の政務活動費の中で活動するのも無理なところもあるような気がします。
委員	政務活動費は安いとは思いますが。ただ内容を、例えば1万5000円を皆さんがどれぐらい使われているのか、その辺もどういったものに使われているのか、というのは知りたいです。それと、手当については市長、副市長、教育長についてはどうなのですか。
事務局	市長、副市長、教育長については、給与だけが基本になっておりまして、特に政務活動費は無く、当然、市長の場合でしたら基本的には8時半から、17時15分はもちろん庁舎におりますし、土日もしろんな公務があれば出かける、労働時間という考え方はないので、1年、24時間、365日公務みたいなところはもちろんあるのですが、そういった部分での活動というの

	が別に支給されたりはしておりません。あくまでも給与と通勤手当のみになっております。
委員	市長は日曜日とかいろんな行事ありますけど、そういうときにも別に交通費ぐらいしか出ないということですか。
事務局	例えば、東京へ出張に行って、それが土日も重なった場合も、もちろん交通費、旅費は、条例に基づいて支給されますけども、例えば、時間外に勤務をしたからという部分での手当はありません。
委員	そうすると職員の方が単純に給料が良いということもあるのでしょうか。
事務局	一般職は、管理職以外はもちろん、時間内に勤務命令が出て、時間外勤務に従事した場合は、1時間あたり、きっちり払うというのはもう当然のことになりますので、その部分については、一般職が時間外勤務した場合はもちろん手当は出ます。先ほど言いましたように管理職・特別職はそういう部分からは外れてきますので、民間企業でもそうだと思うのですがその経営的な部分に携わる役職の方については、時間外などは出てない部分が多いかなと思いますので、市役所の中もそういうルールになっております。ただ、一般職の給与月額と、特別職の給与月額は開きがありますので、例えば1年の報酬が、市長よりも職員の方が多いいみたいなことは無いと思っています。
事務局	補足だけさせていただきたいのですが議員の費用弁償、交通費につきましてはあくまでも資料28ページにあります会議に出席した際だけという形になります。ですので、先ほど市長の公務でいろんな各地域へ出向いておられるものと一緒で、そういったものについては議員も費用弁償は支給されていません。
委員	もう一度確認なのですが、一般の議員の方で34万幾らかですよ。そこから税金等を引くと26万ぐらいですか、その額で政務活動費を使わなかったらそこからまた出ていくっていう話ですか。
事務局	はい、そのとおりです。ただ、今はインターネットでかなりの情報は公開されておりますので、そういったところを集めて一般質問に向けて、いろいろ調査研究している現状もあると思っています。

委員	インターネットでも広い情報が得られますけども、宍粟市の議員さんなので宍粟市の隅々までを見てほしいので、やっぱりそこはインターネットではなく、直接、市民と話して「こんなことに困るとんや」とか、「これ何とかならへんのかな」とか、そういう声を集めてもらうために回ってもらうべきじゃないかなと思います。議員収入が副収入で、どこかの社長やってみてみたい話ではないと思うので、活動を制限されて、金銭的に制限されてないのかなっていうふうに懸念しますが、どんな感じですか。
事務局	なかなかそういったことを具体的な個人、個々の議員からの気持ちを聞けてないのが実情なのですけれども、先ほど言われたのは、当然、議員が議員活動として市内で皆様にお会いして意見を聞いてくるというのはこれは大原則かというふうに各議員も思っていると思います。
委員	現行の議員報酬の中で、議員活動を活発にやってくださいって言っても、どうやってするんだっていうような答えが返ってくることもあるとは思いますが。だから活動できないというのであれば、定数 16 人は要らないのじゃないかなっていう判断にも結びつくかなと思います。
委員	毎月宍粟市中を、自分の広報を持ってずっと回っている議員もおられますが、あれも大変でお金もかかるかなと思うのです。強い志があるからやられているのかなっていう部分もありますが、生活が苦しくなるような状況では志だけでは生活はできないので、その辺はどうなのかなと思います。
事務局	生活給として議員報酬を受けているかどうかというところも本人でないと分からないのですけれども、議員活動をして、4 年間の活動を皆さんに問われるところですので、それはもう個々の議員さんの議員活動として活動されているところかなと思います。議員の中にはそれぞれがいろいろ志があって活動されております。
委員	市長、副市長、教育長が年間通して、どういうことをされているかについての資料は作れますか。
事務局	少しお時間をいただかないといけないかも分かりませんが、通常の先ほど言いましたような公務の部分で今日も、市長だったら今から、例えば神戸に行って会議がある、というようなことで退席させてもらったのですけども、先ほど言いましたように土日なんかは、今ですと、地域で各お祭り等もありますので、そういうイベントなんかにも参加することもありま

	すので、例えば、こんな会議を何回ぐらいしていますなどイメージでは伝えることができるかなと思いますので、次回に向けては、そういう資料を調整させていただきます。
会長	委員の皆さんが答申をしたということになるので、そうであれば市長は普段何をされているのかって聞かれたときに、分からないとは言えないですし、市長本人からは、年間5日ぐらいは、自分の時間があるかなって聞いていますけど、そのことを、やっぱりみんなが知るべきじゃないかなとは思っています。市長だけでなく、副市長も教育長も。ただ分からない中で、年収が1500万円も1600万円もなっていると、そのことだけをとらえられる可能性が強いと思うので、議員にしても一緒ですが、ただこんなことをしていますという上でのこの給料や報酬金額ですということを、我々はやっぱり知っておかないといけないかなとは思っています。
事務局	議員の場合は個々の議員活動の部分があるので少し難しい部分もあるのかなと思いますが、市長、副市長、教育長については、公務としてこちらが把握できる範囲の部分について、こういう会議にどれぐらい行っていますみたいなことは言えるのかなと思いますので、そういう資料を準備できればと思っています。
委員	財政指標の推移を見せていただいているのですが、経常収支比率、これが低いほど、弾力的な財政運営が可能になるっていう、これが少し悪化しています。それと将来負担比率、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。これは低いほど財政を圧迫する可能性が低い。これは、少しだけ悪くなっており、それから、標準財政規模、これは通常収入されると見込まれる財源の規模が、下がっていることですね、少し悪くなっていることですね。財政力指数は少し上がっているのでもいいかなと思うのですが。やっぱり、悪化している部分があるので、全部改善されている部分があったらいいのですが、何か気掛かりかなと思うところがあります。
事務局	財政指数の推移ということで、数字が細かい部分があるのですが、宍粟市それから先ほど言いました類似団体といいまして、そういう似通ったような団体とかあとは近隣市町の数字を並べております。宍粟市の場合は、市役所の仕事を運営していく上で、やはり、税金の部分で自主的に収入を得る、その割合がどちらかというと低くて、国からの地方交付税によって市の財政を賄っているのが現状です。多くの中山間地域はそういう傾向に

	あるのかなと思うのですけども、そういう部分で、地方交付税の額が多かったりすると、数値が上がったり、それから、少なかったら下がったりというような形で若干の変動がどうしても出てくるかなと思いますので、個々の数字ももちろんなのですけども全体的な傾向として、参考に見ていただいたらいいのかなというふうに思います。
委員	今の数字でしたら赤穂市はとても高いですね。余裕があるってことでしょうか。
事務局	それぞれ例えば大規模な事業をした年とかによっても、もう当然違ってくるかなと思うのですけどもやはり、宍粟市の場合は一般的に言いますと、面積が広い部分があって、その部分で当然、林業でもそうですし、やらなければいけない守備範囲が広い一方で人口が少ないので、例えば、市税だったり、大きな企業が、例えば、赤穂市だったら大企業があれば法人市民税や、固定資産税が多いかなと思うのですけども、そういう部分では、宍粟市の場合は少し不利と言いますか、基盤は弱いということは言えるのかなと思います。すいません一つ、説明が出来てなかったのですけども、財政力指数などは、先ほど言われたように、上がったり下がったりいうところで見ていただいたらいいかなと思うのですけども、左から二つ目の、ラスパイレース指数というのは、財政力とかを比べる数字とは少し違いますのでここだけ、説明させていただくと、これは人事院勧告の部分と重なってくる部分あるのですけども、国家公務員の給与を100とした場合に宍粟市の職員の給与がどれぐらいの水準にあるかというのを見ていきますので、例えば、最新の数値を見ていただくと、97.4と宍粟市の場合にはなっています。国家公務員と比べて100、国家公務員を100としたら、90何%みたいな部分で見ていただいたらと思います。100を超えると国家公務員よりも給料が高いということになります。そういう形でラスパイレースのところは見ていただいたらと思います。
会長	それでは意見もたくさんいただきましてありがとうございました。続きまして7番の確認事項に移りたいと思います。確認事項等について、事務局のほうからお願いします。
事務局	今日いただいた意見で確認ですが、次回の資料として、西播磨や類似団体と比較した人口も含めた議員定数資料、議会としての活動の日数が詳しく分かる資料、市長・副市長・教育長の年間勤務状況等が分かる資料を提出させていただきます。当日に資料配付させていただくことになるかも分か

会長	りませんが御了承いただきたいというふうに思います。次回の会議の日程ですが、10月23日の月曜日、午前10時ということですのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは、本日、貴重な意見いただきました。本日はこれもちまして閉会といたしたいと思います。はい。それでは本日の会議を終了させていただきますが、職務代理から閉会の御挨拶をお願いします。
職務代理者	皆様ご苦労様です。やっぱり、話してみないと、訊いてみないと、わからないことがあって議員活動のことも、いろいろ尋ねて分かったこともあって見方も大分変わってきたと思います。こういった内容をなるべく多くの方にも説明が出来れば、議員報酬がそんなにも高くないということにもなるし、かなり奉仕の部分もやはりあるのかなとも思います。これで第1回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会します。

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第2回）		
開 催 日 時	令和5年10月23日（月）10時00分から11時30分まで		
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 503会議室		
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 米田 正富		
委 氏	員 名	（出席者） 米田正富、中津恵美子、尾崎里実、 飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し
事 務 氏	局 名	総務部 砂町部長、中尾次長 総務部総務課 谷本副課長、清水係長 議会事務局 小椋係長	
傍 聴 人 数	0人		
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）	
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・方針として、報酬等の月額については現状維持とし、期末手当支給割合については人事院勧告の内容を参考に0.1月分増加とする。 ・次回の日程、場所については、次のとおり 11月2日（木）10時00分～ 市役所5階503会議室		
会 議 経 過	別紙のとおり		
会 議 資 料 等	別紙のとおり		
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 米 田 正 富		

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	1. 開会
会長	2. あいさつ（会長） 皆さんおはようございます。慣れないことかとは思いますが、前回に引き続きまして、審議会のほうを進めてまいりたいと思いますので、本日よろしく願いをいたします。
	3. 会議録（第1回）の確認
	4. 議事（資料説明及び質疑応答、審議） （当日配布資料の説明）
会長	ただいまの説明に関しまして、御意見及び御質問等ございましたらお願いします。
委員	11 ページからの出席の記録ですけれども、ホームページで公表されていて自由に閲覧できる制度はあるのですか。
事務局	こちらの資料については特別職報酬等審議会のため作成した資料で、この資料をホームページに掲載しているということはありません。
委員	この資料は公開しない理由があるのですか。前々から議員さんの活動がよく見えないというふうな意見が、去年の審議会でもあがっていたみたいで、その中で、こういう活動に参加している、活動というか委員会へ、議会はもちろんですけども、委員会もこれだけやっていますよとか、いうのが市民の目に留まれば、もう少し理解が違ってくるのではないかと思います。
事務局	審議会ですという御意見があったということで、持ち帰り、議長と相談させていただいて、内容についてもう少し精査させていただいて、検討したいと思います。
委員	この議会定例会は必ず出席しなければいけないものですか。
事務局	定例会が年4回あり、6月と9月と12月と3月になるのですが、それには、議案の審査がある中で、平均で一つの定例会の会議の中で、5日、6日出席いただいてそのほかに、それぞれの担当の常任委員会で、議案の審査をしまして、それを本会議において、議決するという運びになります。その定例会の中には一般質問の日も設けられておりまして、それもこの定例会の中に含まれる日数となっております。
委員	定例会にも、ほとんど皆さん出席しているみたいですけど、中には欠席の方もいらっしゃいますけれども、これは何か事情があるのでしょうか。

事務局	定例会は基本全員議員が出席される会議にはなりますが、体調不良があり、欠席の日数が多かったということが理由としてあります。
委員	議員活動がこれでは出来かねるのではないかと、みたいな意見も出たことはないですか。
事務局	資料等についてはもちろん御本人のほうにもわたっておりますので、その内容は見ていただいて、会議には出席は出来てないのですけども、どういう議案が上程されているのか、毎月の定例の委員会での資料等も見ていただいています。
会長	これを市民の方が見ると、出席が少ない理由はなぜですか、という指摘はあるのかなと思います。
事務局	体調不良等により、それぞれ会議の出席は、少なかったこととなっておりますが、例えば、どの委員会に所属しているかによっても、出席のカウントというのが少なくなっておりまして、例えば一番上の集計欄で委員会ごととあるのですけども、そこに総務と文教の委員会がそれぞれありまして、こちらは議長以外の議員がどちらかの委員会に所属しているということになっております。こちらの委員会は定例で、毎月1回、あと、各定例会の議案の審査等をしていただいています。次の広報については、半分の方、8名の方が所属されています。これは議会だよりの校正や、編集作業等があります。これについては、ここにも、19回出席しているのですけども、これは所属されていない議員さんについては、この回数は、カウントがほかの方より少ないというところで、所属の委員会がどこに所属しているのかとか、していないかというところで、カウントの差は出てきている状況であります。
委員	出席日数が多い少ないがあるのですけども、中身で協議をしているときと議決をされているときがあると思うのですけども、市民の代表として議決に参加されているのかされていないのか。議案で賛成だったのか反対だったのか。議員はやはりその辺が1番重要じゃないかと思うのですけども、長期欠席の議員は、議決の際には出席されているのか、それとも、委任状を出されているとか、何かそういうような形なのでしょうか。
事務局	議決の日も欠席されている場合もありますけれども、議決の時にも出席いただくこともございます。あと、議決の結果などは、議会だよりを年4回、定例会後に発行しているのですけども、その中で、賛成反対の意思を記載している記事も載せております。
委員	出席簿の中の ICT という会議名があるんですけど、これは何なのですか。
事務局	主に議会のペーパーレス化であるとか、議会改革の一部の会議ということで、会派の代表の中で、会議を行っていただいているということです。議会の中に

	おいては、ペーパーレス化ということで、以前までは議案書や予算書を紙で配付していたのですが、今はパソコン上で確認していただけるようになって、紙代の節約とかその辺を進めておりまして、自分のパソコンや iPad を持参し、会議のほうにも出席している状況です。
委員	議員全員がパソコンやタブレットを持ってきて、議会や委員会の対応をしているということですか。
事務局	令和4年度から本格導入ということで始めています。
会長	今日、大体の方向性を出すことができればと思っており、報酬月額と期末手当について、現状維持が妥当ではないのかとか、少し下げるべきではないか、足りないのではないかなど、色々な意見があると思うのですが、そういう意見、質問などがございましたらお願いします。
会長	期末手当について、一般職の公務員に対する人事院勧告の0.1か月増を参考に、同じように0.1か月分上げるのがいいのか、そこはちょっと待って欲しいという意見が多いのかというところで、その部分について審議したいと思います。
委員	資料の8ページに、令和5年1月からの報酬という資料の中で、例えば市長に関して見ますと、前回の資料では、年間報酬が約1,500万あったと記憶しております。それは最初、この資料の説明のときもありましたけれども、それは市長を含む3役の報酬を10%カットしますということに基づいて、市長で言いますと、年間約1,500万が年間約1,300万になっているということらしいのですが、月額報酬とボーナスを分けて書いてあるので、一般企業で言いますと、会社役員は基本的にボーナスというものはなく、年間報酬となるわけなのですが、この3役と議員についても月額報酬は資料程度にあってもいいと思いますが、年間報酬で表示されるほうが、市民としても、把握がしやすいのではないかと思います。
事務局	前回の資料で、西播磨の他市や類似団体と比較した資料の中に、参考としていわゆる年収と見ていただける資料を記載させていただいています。月額では非常に分かりづらいと思いますので、年収としてはこれぐらいになっているというのを見ていただければというふうに思っています。
委員	3役の報酬は、別段少ないというふうな感覚もないし、多過ぎるということもないかなとは思いますが、一般議員で34万幾らの月額報酬で、実際手取りになるのは26万円から27万円という説明を受けたと思うのですが、議員活動がその金額でできるのかなという感覚を前回持ちました。しかしながら、年収を見ますと、一般議員さんで約570万ということとなっています。民間企業、市民の方で考えると、別に安いわけでもないという感覚が生まれるのではないかなというふうには思います。年額の報酬額という表示のほうが、比較をするのにはいいのではないかなというふうに思います。

事務局	民間企業と、3役や議会議員も含めた公務員制度との違いとして、条例で月額を定め、手当は別で条例で定めることとなっており、この公務員制度が非常に分かりづらいという御意見があるのかなと思っています。3役や議会議員を含めて公務員の人事行政の状況を、例えば、給与を公表するということになっており、そこで、先ほどおっしゃったように月額だけを公表してしまうと、非常に分かりづらく全体が見えないというような懸念もある中で、宍粟市としては、今月号の広報もご確認いただきたいのですが、3役、議会議員、職員は年間平均の給与額もお知らせしており、今後も工夫してお知らせすることができればと考えております。
会長	人事院勧告における期末手当0.1か月分増を特別職の期末手当にも反映させるのか、させないのかという方向性をこの場で示したいと思いますが、御意見ないでしょうか。
委員	この0.1か月増というこの基準は、世間に対して大体これぐらいかななど何か理由があるわけですか。例えば、今、民間企業がベースアップをされているから0.1か月増になるとか、基準が何なのか説明をお願いします。
事務局	毎年、人事院が民間企業の給与実態の調査を行います。民間企業と国家公務員との差額給料とかボーナスの差額を調査しており、その結果、今年度においては、給料についても乖離があり、ボーナスについても0.1か月分の乖離があるということで、0.1か月分ボーナスを上げるという勧告がなされておりますが、毎年、そういった調査で、国家公務員と民間との差の調査をされまして、その差を上げるか下げるかの勧告がなされるということです。
委員	全国一律で、地方公務員も国家公務員も対象ということですか。
事務局	国家公務員については、この人事院勧告によって方向性が示されます。地方公務員につきましては、例えば兵庫県や神戸市は、それぞれの組織の中で、人事委員会というものを持っており、人事委員会が民間給与実態を調査する場合も当然ありますし、そういった中で決定をされます。しかしながら、小規模な市町になりますと、人事委員会がありませんので、基本的には人事院勧告に準じるということになっております。
委員	前回の資料で財政指標が下がるようになっていきます。新病院を建築するなどの不安材料がある中で、上げないほうがいいのかないかなと思います。会社を経営していたら、物価が上がっているから上げなさいと言われても、どの会社も上げましょうというわけにいかず、会社の状況によって上げたいけど上げられないところもあるし、そういうことを考えると、健全経営というか、あまり無理はしないほうがいいのかないかなと思います。
委員	宍粟市の場合は、市長含め3役は10%カットをしているので、そこに関してはほかの地域と比べても報酬カットにしているところというのは少ないので、期末手当に関しては一般職の職員と同じように0.1か月分、上げてもいいのでは

	ないかと思います。議員の手当も全然他市よりも高くないし、現状でいいのですけれども、この活動の状況を見ていると、議会出席が最高で 73 日で、1 か月にしたら、5 日か 6 日、それ以外は議員さんの自主活動ということになると思うのです。政務活動費の収支報告一覧を見ても、全然使われてないということで、1 番高いのが広報費、印刷物ということですよね。だから、個人的な議員活動としてどんなことをしているのかということが疑問になりました。それと、議員さんが今 2 人少ない状況でも、議会活動で何か支障があるわけでないのであれば、この会議の趣旨とは違うのだろうけれども、議員定数を見直す必要があるのではないかなと思います。同じような人口のところと比較して、宍粟市は多いほうではなく真ん中ぐらいだったと思います。おそらく、他市でもそういう質問が出たら、他と比べて別に多いわけじゃないと思って、結局現状維持のままとなる気がします。1 か所だけどこかの市が少なくしているところがありました。他市と比べることも大切ですが、財政状況を考え、例えば、16 人のところを宍粟市は頑張って 12 人にすれば、他市も同じようになっただけで下がっていくのではないかなというふうに思います。
委員	人事院勧告の内容に準じて、上げるべきじゃないかなと思います。全国的に準じている状況であれば、その流れでよろしいかと思うのですけれども、ほかの委員さんからもありましたけど、やはり、人件費全体、総額がどうなるのか。ですから、議員報酬は上げるけれども、定員を減らせば人件費自体は下がるわけですし、民間企業の経営者の方は、そのようにお考えになるのではないかなと。従業員の給料は上げたいけれども、その分、中身を濃くし、少ない人員で頑張ると。市長だけ給料をそんなに上げなくても、他の方の分の人件費が多いわけで、人件費全体で、考えていただくということで、給与自体は、正職員の方とか、3 役の方の給与は、それなりに上げてそれなりにその分活躍していただくという形に持っていくことがよろしいのではないかなと思います。結論から言いますと、この 3 役の特別職の方の給与について人事院勧告を参考に上げたらいいいのかなと。ただ人件費全体で考えていただきたいというふうに思います。
会長	この会議は、特別職の報酬だけの会議なので、この会議の中で結論づけますと、3 役に関しては、自ら 10% の減額もされていますが、期末手当は 0.1 か月分の増でもよいのではという意見があったと思います。やはり、全体の市全体の給料、人件費、の中でやっぱり考えるべき問題があるのかなというふうな感じはしておりますが、今のこの会議での話ではないので、期末手当は 0.1 か月分の増額という方向として、次に、月額報酬について、現状維持でいいのか、上げるべきなのか、下げるべきなのか、それに対する御意見をいただきたいと思いますのでお願いします。
委員	人事院勧告の内容はベースアップなので、月額報酬というのはベースアップに当たると思うので、やはりこれは上げるべきだというふうに思います。もう長らくはそんなに上がってないと思いますし、上げるべきでいいと思います。
委員	人事院勧告では、給料のアップっていうのは、どれぐらいアップになっている

	のですか。
事務局	第1回目の資料の19ページを御確認いただきたいと思います。19ページの資料で1番下にも載っていますが、平均的な差額として3,869円民間企業の方が給与が高いという結論で、今回この金額を上げるべきであるというのが、一般職の公務員に対しての勧告になっています。これはあくまで一般職に対する勧告ですので、仮に上げていくのであれば、どれぐらい上げていくべきとか、どれぐらい下げていくべきとか、というところも含めて考えていただく必要があります。
委員	3役さんにつきましては、自ら10%のカットをされている中で、ベースアップは必要かなと思います。なので、3役に関しては、上がってもいいのではないかなという思いです。ただ、議員に関しては、年間、多い人で75日程度の出席となっており、年間日数で割りますと、5分の1程度であるので、ベースアップはちょっと考えにくいと思います。
事務局	市長を含む3役につきまして、10%の減額の話がございましたけれども、あくまでもこの特別職報酬等審議会におきましては、条例上の金額、市長にしましたら、88万円。副市長にしましたら71万2,000円。教育長にしたら63万8,000円、この額が妥当かどうか、上げるべきか下げるべきかという御判断をいただきたいと思います。現行の条例上の金額は適正なのかどうか、そういったところで御議論をいただきたいと思います。
委員	市の財政も豊かなわけじゃないので、今減額している金額で今の3役さんができるって思われていると理解するならば、今、下げられて実際払われている額で、間に合っているのかなという理解もできないことはないのですが、皆さんいかがでしょうか。
委員	市長を含む3役の方の10%カットの理由は何なのですか。
事務局	こういう厳しい財政状況の中、自分たちも少しでも報酬をカットして、財政運営に、そういった経費を少しでも充当するということで、報酬をカットしておるところでございます。これは任期中ということで、市長の判断でしているところでございます。
委員	そうしますと例えば、今の給料自体は月額で市長の場合は88万円。個人的にも10万円カットしていいよということで調整されていると。ですから、今回仮に上げると、給料がアップしてそこから10%カットと、こういうことでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	市によって考え方が大分違うのかなと思います。類似団体を見ても、加東市は面積も大きくないし人口も多くなさそうですが給料は高いですし、加西市な

	んか逆に言ったら、給料が少ないような気もするし、実栗市は 88 万円ということで、ある意味妥当な思いもあり、3 役が自ら 10%削減ということは、ほかから見ても評価ができるのではないかなと思っていますので、月給に関しては現状維持で期末手当に関しては、勧告どおりの 0.1 か月上げるというのでよろしいのではないかなと思っています。
委員	報酬 10%カットというのを、令和 7 年 4 月までしますよって言うのに、今わざわざ報酬月額を上げてしまうと、その 3 役の方がどう思われるかなとは思いますが。そういう気持ちの部分があると思います。
委員	大きな病院を建てるという大きな事業があるのがもう見えに見えているのだから、そういうときに、いくらでも上げるっていうのは、ちょっと市民感情としたらどうかという思いで、0.1 か月分は、去年上がっている今年はそのままでいいのではないかなと思います。報酬月額は減額もしているしそのままでもいいと思います。
会長	月額報酬は現状維持、期末手当は 0.1 か月分上乘せという方向が強いようですが、この方向でよろしいでしょうか。
委員	(意見無し)
会長	当審議会の第 2 回の方向性としまして、月額報酬につきましては現状維持、期末手当につきましては、0.1 か月分アップという方向とします。
会長	それではある程度の方向性はただいま申し上げたとおりです。確認事項を事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	方向性の確認をさせていただきますが、3 役につきましても議会議員につきましても月給についてはそのまま据え置き、期末手当については人事院勧告の内容を参考に 0.1 か月分上げる方向でおまとめいただきました。この内容をもとに、次回、答申書案の御確認をいただきたいと思います。答申書の確認の中で、もう少しこんな意見も入れ込むべきだとか、いろんな御意見があると思いますので、よろしくお願いします。
委員	会議の中で指摘がありましたけれども、年間の議員さんの出席日数について、1 年間のうち 5 分の 1 の日数で現在の議員報酬額というふうにとらえるのですけれども、議会以外での活動をもっとアピールしてもらわないと、これだけ見ると、高過ぎるっていうイメージが非常に強いので、議会にもお伝えしたいと思います。
事務局	そういった御意見を伝えさせていただきたいと思いますが、今回の答申書の中にも、前回もそうでしたのですけども付記事項としまして、今おっしゃられたことや、また、方向性とは逆の意見も出たように認識しておりますので、そういった意見もあったというようなことも含め、付記事項で答申書に追加をさせ

	ていただきたいと思います。
委員	この資料だけが公表されると、議員も、タイムカードを打つわけじゃないので、普段の活動を市民は分からないので、議員報酬をもらっているのに 75 日しか出席していないじゃないかという、そういう部分だけとらえられやすいというのはちょっと気になったところです。
委員	ちょっとこの審議会とは違うのですが、やっぱりちょっと、市民の声というか、よく聞くことは、議員の数が多いのではないかということをお願いします。選挙時も定数よりちょっと多いぐらいしか立候補者もないし、もうちょっと減らすということの協議はどこでされるのでしょうか。
事務局	議員定数の件については、2 年前から議会の中で議論させていただいて、新聞報道等でもありましたが、現状維持の方向という結論が議会運営委員会として出まして、今度 10 月 24 日からなのですけれども、市内を 7 地区に分けて、議会報告会ということで、各地区回らせていただいて、各委員会の報告でありますとか、定数に係る結果についての報告もその場でさせていただく予定にはしております。
委員	定数の件についての説明があるということでしょうか。
事務局	そうです。
委員	現状 16 議席を維持するという話で進んでいるのですか。
事務局	そういう結果になり、おそらく説明もさせていただくようになると思うのですが、現状維持っていう意見、2 減、4 減ということで、幾つか案がありまして、その内容について議論させていただいたのですが、結果としては現状維持という意見の議員が多く、去年も議会報告会ということで市民の方の意見を聞くということで各地区を回らせていただいて、いろいろな御意見もいただいたのですが、先ほどおっしゃっていただいたような意見もあり、逆に、先ほど資料の中で宍粟市の面積も記載させていただいていたと思うのですが、この広い市域の中で 16 名であってもちょっと市民の声を拾いにくいのではないかなという御意見もあるということで、いろんな御意見もある中で、一応議会の中での一定の現状維持という意見でこのたびまとまったということでして、議会報告会でもその内容でお伝えさせていただくようになるかとは思いますが。
委員	決まったことはもう仕方ないのですが、中には 4 議席減という案もあったということですね。失礼ですが議員さんの比率的には賛成は数名だったのでしょうか。
事務局	4 減は 2 人だったと思います。現状維持の議員が多かったということで、その結論になったということです。

委員	議員は 16 人という定数が妥当で、この広い宍粟市の市民の意見を聞くにはそれだけ必要だということで、市民は把握していいということですね。だから、市民の意見はちゃんと聞いていますよということですね。
委員	任期満了で次回の選挙のときに、立候補者が 16 人に達していない場合の話は出ませんでしたか。
事務局	もちろんありまして、例えば、2 減、4 減の意見の中には、現実今 2 名減で 14 名で議会運営が出来ているというかしているというか、この現状で、2 減でいいじゃないかという意見と、前回の選挙が無投票だったということを重く受け止め、立候補の数がやはり少なく、また、引き続き無投票っていうことになったらどうなのかっていうこともあって 4 減という意見もありました。その検討もされ、ただ、その選挙があるとかないとかっていうことで定数を決めるべきではないのではないのかというような御意見もあり、その中にはもう、様々な御意見がありました。
委員	結局、定数に関しては議会の中でしか決定することが出来ないですね。
事務局	議員定数の条例があり、この条例は、議会議員からの上程というか、議員発議という形での上程という形になりますので、議会の中で決めることになります。ただ、広く市民からの意見もお伺いして、最終は決定するという事になっているので、議会の中だけで判断して決定したということではありません。
委員	連合自治会の中でも意見を述べる機会もつくってあったのは事実あったのですけれども、これは議員だけの責任じゃなく、市民にも責任もありますけれども、そこへ参加する人数が 1 桁ぐらい、2 人とか、少なかったら 1 人とか、そんな中で聴取された意見を、広く皆さんに聞いたというのちょっと無理があるかなっていう部分もあるのですけれども、もうちょっと、もう決定されていたらそれは仕方がないのですが、市民ももっとやっぱり関心を持つべきだということはあるのですけれども、悲しいかな、そういうのが現状かなと思います。
会長	それでは充分協議をいただけたかなと思いますので、本日の審議会は、これをもちまして終了とさせていただきたいと思います。それでは職務代理者のほうから閉会をお願いしたいと思います。
職務代理者	皆さんお疲れさまでした。これで第 2 回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第3回）		
開 催 日 時	令和5年11月2日（木）10時00分から10時45分まで		
開 催 場 所	宍粟市役所 5階 503会議室		
議長（委員長・会長）氏 名	会長 米田 正富		
委 氏 員 名	（出席者） 米田正富、中津恵美子、尾崎里実、 飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し	
事 務 局 名	総務部 砂町部長、中尾次長 総務部総務課 菅野次長兼課長、谷本副課長、清水係長 議会事務局 大前事務局長、岸元課長		
傍 聴 人 数	0人		
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）	
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ・方針として、答申案に「市民意見や議会運営できている状況を踏まえると定数減を検討していく必要があるのではないか」を付記事項として加える。 ・市長への答申については会長が対応する。 ・答申の日程等については別途会長と調整する。		
会 議 経 過	別紙のとおり		
会 議 資 料 等	別紙のとおり		
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 米田 正富 _____		

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
会長	1. 開会 2. あいさつ（会長） 皆さんおはようございます。3回目の今日は最終審議ということで皆さんの積極的な意見をお伺いしたいと思います。最後までどうぞよろしくお願いいたします。 3. 会議録（第2回）の確認 4. 議事（資料説明及び質疑応答、審議） （当日配布資料の説明）
会長	ただいまの説明に関しまして、答申案に追加すべきこと、また、修正や削除すべき内容等ございましたら御意見をお願いいたします。
委員	報酬が適正かどうかということ判断するにはやはり、3役さんとか議員さんがどういうことをされているのか、というのが分からないと、その判断は人それぞれ、いいとか悪いとか、頑張っているとかいうのはあると思うのですが、この審議会においても、市民の方へも、なるべく公表されたら良のではないかと思います。議員さんとか市長さんはもちろんその結果が選挙ということで、4年間で決まるわけですから、そういうことをされた方が、審議会としては、この給料、手当がこれでいいとかどうかというのは、判断できると思いますので、なるべく公開していただけたらと思います。
委員	結果的に答申はこの案で私もいいと思うのですが、先ほどから皆さん言われている、どこの会社もそうなのですが、やっぱり成果に合った給料というのが当然決まるわけですから、今ずっと言われている、この議員さんはこうしたことをした、市長さんもこういうことがあったというようなことを、もう少しホームページなどにも載せていただけたらと思います。議員さんは選挙で決まるわけですから、アピールの場も兼ねて、そういうことをされたいかがかなと思います。
委員	答申案について、給料月額、報酬月額、期末手当に関してはこの内容でいいと思います。不透明な部分は議員さんの活動内容で、それがどうアピールするかによって、もちろん選挙という形に出てくるのだと思うのですが、選挙が無いぐらいの議員定数というのは、本当に適正なのかということで、似たような市町村で、多くはないということとか、宍粟市が広いということもありますけれども、今2人欠けていてもどうにか困ったこともないし、これが議員の方から2人欠けているので非常にこのことが困っている、ということがあれば別ですが、14人でも運営ができているのであれば、政務活動費とかもっと使っていただいて、活発に活動していただいたほうがいいのかという考えはずっと残ります。議員定数についてすごく気になっている人もいる

	し、議員定数を見直す必要があることは付記事項できっちりと分かりやすく載せていただきたいと思います。
事務局	議員活動についてなかなか見えにくい部分があるということでの御指摘がございました。これにつきましては前回及び前々回の審議会でも、御説明しましたが、議会活動としましては、例えば議長が招集する、あるいは、それぞれ委員会の委員長が招集するといった公的な部分での議会としての活動がございます。それ以外の部分で、それぞれの議員が自分の判断の中で、地域を回ったり、あるいは研修をしたり、あるいは外部への視察等にいくといった形で、それぞれの情報を集めて、それを市の議会の中で反映させる、それが市民にとって福祉の向上につながるような形でもっていくというのが議員の活動であります。議会としての活動については、議会のホームページや、議会だより、議会の他に中継、そういった形で市民の皆さんには、情報を提供しているところではありますが、議員の個人的な活動については、個人のチラシや、ホームページなど個人がそれぞれPRなり活動状況をお知らせしているといった状況で、個人の活動につきましては議会として発信するということは出来ませんので、それぞれのホームページなり、チラシを市民の皆さんが御覧いただくという形で御理解いただきたいと思います。現在、議会報告会といった形で、市民の皆さんの声を聞く場を設けております。議会報告会では、9月議会のどういった内容を審議したのかという報告と、議員定数についての議会運営委員会の報告といった形で、二本立てで行っております。この報告会は、山崎地区で既に3回と、昨夜は一宮南部ということで、1回開催してきているわけですが、その中でも議員定数については特に報告後何か御意見等ございませんかという中では、御意見は出ておりませんでした。この後、一宮北部、波賀、千種と、あと3回の日程がございますので、議員定数についての御意見も出てくとも想定されます。議会で定数を決定するというものの、それはあくまでも市民の皆さんの意見を尊重して決定していくわけですので、どんどんそういった場を御利用いただいて、市民の皆さんからの意見を聞き、それを反映させるという活動に努めているところであります。議会事務局として、このたびの諮問に対する答申の中で、御意見いただいたような指摘があるということを議会に伝えていきながら、今後の情報の公開については、積極的に働きかけていきたいと考えております。
委員	議員定数について、現状維持の方向と決議したというふうに聞いたのですが、それは本当ですか。
事務局	市民の皆さんの意見も聞きながら、会派として、何人がいいのかということについて、現状維持、2人減、4人減の3つの案が最終的に出てきました。その中で、現状維持が議員の中では1番多かったもので、議会運営委員会の結論として、現状維持を選択したということでもあります。先ほどあったように今、16人の定数の中で、2人欠員で、14人で活動していることをどう捉えるかということなのですが、果たして14人で出来ているのか、出来ていないのか、もっと深くいろいろと研究すべき点が踏み込めるのかといった、いろんな意見がありました。そのような中で、広いエリアを有するこの宍粟市において、議会とし

	て成り立たせるためには現状維持の人数が必要ではないか、というような形で、現状維持を支持する議員の数が多かったということで、当面、現状維持の方向でいこうというのが、議会運営委員会での決定と御理解いただけたらと思います。
委員	定員 16 人に対して実質 14 人の議員数で活動されているのですけれども、議員の真意を問うのが選挙なのですけれども、選挙で、定数に対して立候補者がそれを割ると審議されない。審議されないというか、仕方がないという結果になるのですけど、その辺について議会はどのようにお考えなのでしょうか。
事務局	確かに定数を考える中で、選挙にならないことには市民の真意を問えない、という意見もございました。しかしながら、少なければ少ないだけ、1 人にかかる負担が多くなり、十分な調査研究ができるのだろうかという不安の部分もございました。そういった中で、定数に満たない立候補者数は望ましくないというのは、それは議員全員が思っていることでありまして、いかに市民の皆さんに議会に対する関心であるとか、行政に対する関心であるとか、市の将来のことであるとか、そういったところに意識を高めてもらって、立候補していただけるような形で市の行政なり、議会の活動を見せていくということが必要と考えております。
委員	この広い宍粟市ということで議員が 16 人は必要だという結論に至っているようですけれども、その 16 人の議員さんが、私はこの地域を見ますとかそういうことは決まっているのですか。そうではなく、個人が個人の考えで選択したエリアを回ったりしているのですか。
事務局	特にエリア分けということはしておりません。宍粟市の議員ですので、宍粟市全域のことを広く見てもらって、宍粟市民にとってこれが最適であるといったところの判断をいただいているところです。
委員	全体的に見るのだったら、16 人であろうが少ない人数であろうが、関心があり、調べようと思ったらできることではないのでしょうか。広い宍粟市だからある程度分担して回らないと議員としての活動が成り立たないという定数であれば分かりますけれども、それが決められていないのであれば、議員個人の活動は個人の自由ですから、活動する人と活動しない人との差は大きいのではないのでしょうか。一生懸命活動していただける方については、報酬が高くて構いませんけれど、それが選挙で決まるのでしょうか。
委員	市民が知りたいことは、一生懸命活動していると言われるのですけれども、政務活動費がこの金額で足りているのかという疑問もあります。その辺はどうでしょうか。
事務局	政務活動費につきましてもいろんな考えがありまして、政務活動費を使わなければ活動が出来ないということではなく、政務活動費を使わなくても議員それぞれ研究を行っており、あるいはいろんな情報も得ているという会派もござ

	います。一方では、市外へいろんな視察に行くことで情報も集め、それは政務活動費を活用して、その研修の成果について政務活動費を活用した形で、市民の皆さんにお知らせするという会派もございます。政務活動費を活用するかしらないかというのは、会派に委ねておりますので、政務活動費を使ってないからといって活動していないということにはならないと事務局では考えております。
委員	活動されるに当たっていろんなやり方があるというふうに言われたのだと思うのですが、我々市民も当然そうですけど、なかなかそこまで踏み込んで見たり考えたりする人はいないのかなとは思います。
委員	答申案に同意したいと思うのですが、それぞれのポストに合った仕事で頑張っていただいて、市民の期待を裏切らないような働き方をしていただきたいと思います。
会長	付記事項に追加すべきと言われた意見もありましたが、事務局整理をお願いします。
事務局	答申案の３点の付記事項以外に、現行の議員定数が本当に適正なのかどうかについて、分りやすく付記いただきたいという御意見がありましたが、審議会の総意として付記事項として加えるということによろしいですか。
委員	(了承)
事務局	説明させていただきました期末手当支給割合の増加につきましては、一般職に対する人事院勧告の取扱いと同様、今年度からの増額改定をするということによろしいですか。
委員	(了承)
事務局	先ほど付記事項を１点追加ということで、議員定数を考えていく必要があるのではないかとことをおっしゃったと思います。この追加する具体の表現について、郵送等で確認させていただいた方がよろしいでしょうか。
会長	先ほどの追加内容について最終的に特設委員全員に確認をしなくてもいいのではないかとと思うのですが皆さんどうでしょうか。
委員	(同意)
事務局	審議会から市長に対して答申書を提出いただく際の対応は、審議会全員で対応するほうがいいのか、その辺りも決定いただければと思いますのでよろしくお願いします。

委員	(対応は会長に任せる。)
会長	では、私が代表して対応します。
事務局	委員の皆さんは2年間の任期ということで、委嘱をさせていただいております。給料月額そのものを審議いただくのは2年に1度ということで、審議いただいておりますが、期末手当について人事院勧告を参考に上げるのか下げるのかについては、人事院勧告が出るたびに毎年度審議会を開催して、審議をさせていただいております。過去の審議会においてですが、期末手当支給割合は人事院勧告に準じるのであれば審議する必要はないのではないか、というような御意見もありましたし、支給割合を変えるのであれば、審議をして決めていくほうがいいのではないかというような御意見もあって、いろいろな意見があるのですが、その辺り審議会の委員の皆さんはどのようにお考えかなというのを参考に御意見として聞かせていただけたらありがたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。
委員	期末手当支給割合だけに関しての審議をするかしないかということですね。今回もそうですけど、人事院勧告をベースで結論を出したので、改めて審議する必要はないのではないのでしょうか。
委員	人事院勧告における期末手当支給割合というのは、やはり民間企業等世間に応じた状況で決まってくるので、それに合わせた方がいいのではないかと思います。
委員	私もそう思います。
委員	世の中の状況に沿っていくということかと思います。ただやはり民間企業は特にそうなのですけども、実績に伴って増えたり減ったりするのがいわゆるボーナスです。そのことを判断する材料が無いのが現状なので、審議しても意味がないという言い方もできるかなと思います。
事務局	5名の委員の皆さんの意見としては、先ほど皆さんが言われたように判断の材料が乏しいのであれば、全国の流れ、人事院勧告を基準にして考えるのであれば特に審議する必要はないのではないかという意見だったので、それは、参考意見として聞かせていただいて、逆に言うと、情報の出し方の部分で、現状の出し方がいいのかということも問題提起があったと思いますので、その辺りは、来年度に向けて、事務局の方で整理をしていきたいと思っております。
会長	ありがとうございます。あと皆さんから御意見等ないようでしたら、審議会を終了させていただこうかなと思います。閉会にあたり中津職務代理者からお願いします。
職務代理者	皆様お疲れさまでした。全部で3回の審議会があり、いろんなことが見えてき

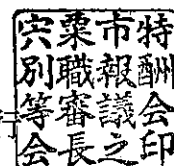
	たり、勉強にもなり、また、これからより一層議会だよりや、市のホームページなども積極的に確認していこうと思い、また、周りの人にも、議員定数なども気になるのであればやはり市民から声を上げていかなければどうにもならないということも、お伝えできるかなと思います。それでは第3回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会いたします。
--	--

令和 6 年 10 月 24 日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 春 名 雅 行



宍粟市特別職等の期末手当支給割合等について（答申）

令和 6 年 10 月 2 日付宍総総第 337 号にて、当審議会に対し諮問された市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の期末手当支給割合等について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

市長等の期末手当支給割合については 0.10 月引き上げることが適当である。

職の別	期末手当支給割合	
	現行	答申
市長、副市長及び教育長	4.20 月	4.30 月 (0.10 月 引 上 げ)
市議会議員	4.20 月	4.30 月 (0.10 月 引 上 げ)

審議経過・審議内容等

1. はじめに

令和6年10月2日に市長から当審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、市長等の期末手当支給割合等について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、令和6年人事院勧告において、一般職の職員の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長等の期末手当の支給割合等を人事院勧告に準じて改定することの是非について、当審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

当審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ・ 人事院勧告による一般職の職員の改定状況
- ・ 近隣団体及び県内の類似する団体との比較
- ・ 市長等の職務、職責、活動等の状況
- ・ 市議会議員の活動状況等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和6年10月2日（水）	諮問、資料説明、質疑応答、方向性の審議

【検討に用いた資料】

- ・ 議会の役割、市長の役割
- ・ 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等

- ・令和6年人事院勧告（給与勧告のポイント）について
- ・市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況
- ・議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況
- ・特別職等の報酬及び期末手当支給率の推移
- ・令和5年度市長・副市長・教育長の公務について
- ・令和5年度宍粟市議会開催等の状況
- ・令和5年度宍粟市議会報告会地区別参加人数
- ・令和5年度議員定数の類似団体・近隣市等の状況
- ・令和5年度政務活動費収支報告一覧
- ・令和5年度会議への出席状況について

3. 審議内容

昨年度の審議会では特別職の期末手当は人事院勧告に準じて改正しても良いのではないかと意見を受けて、本年度の審議会では、人事院勧告は社会情勢を反映したものであり、宍粟市において独自に調査することが難しいと意見があった。

また、本年の人事院勧告にて改定される内容となっている地域手当については、過去に支給されていた調整手当は市長、副市長及び教育長の給料月額に含めることで廃止した経緯があり、本年の人事院勧告にて改定される内容となっている地域手当については、調整手当と同様に支給しないことで意見が一致した。

これらの状況を踏まえ、総合的に審議を行った結果、期末手当の率の改定は審議会を開催して議論を行わず、人事院勧告に準じて行うこととし、必要に応じて宍粟市特別職報酬等審議会条例の改正も含めて、市で対応いただくことが望ましい。また、過去の審議会の経緯も含めて地域手当については特別職には支給しないことが妥当であるとの結論に達した。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・人事院勧告以上のベースアップを行う場合は、審議会の意見を求める必要がある。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

氏名	団体等	備考
春名 雅行	宍粟市連合自治会 会長	会長
中津 恵美子	宍粟市商工会 女性部 部長	職務代理者
尾崎 里実	宍粟市消費者協会 会計	
飯塚 裕二	西兵庫信用金庫 常務理事	
恵美 好文	公募委員	

別記様式（第４条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第１回）	
開 催 日 時	令和６年１０月２日（水）１０時００分から１１時００分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 ４階 ４０２・４０３会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	会長 春名 雅行	
委 員 氏 名	（出席者） 春名雅行、中津恵美子、尾崎里実、 飯塚裕二、恵美好文	（欠席者） 無し
事 務 局 名	総務部 砂町部長、堀次長 総務部総務課 菅野次長、前野主査、勝部主事 議会事務局 谷本局長、岸元課長	
傍 聴 人 数	０人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・本審議会は、公開の会議とすることを決定。 ・事務局が資料の説明を行った後、委員から質疑、意見を聴取。 ①特別職へ地域手当の支給は行わない ②期末手当の支給率改定については、審議会での審議は行わず人事 院勧告に伴う国の決定どおり改定できる旨の答申を行う	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認	（委員長等） _____ 春名 雅行 _____	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
	1. 市長あいさつ 2. 委員の紹介 3. 会長及び職務代理者の選出 4. 諮問及び諮問の趣旨説明 5. 資料説明及び質疑応答、審議 (事前配布資料、当日配布資料の説明)
会長	事務局から説明がありました。今の資料の説明について、質問がありましたらお願いします。今年度は、期末手当の支給割合についての諮問となっていますが、地域手当についても説明がありました。過去に調整手当を廃止した審議会の結果も踏まえた説明がありましたが、この2点について何か御意見等ありましたらよろしくお願いします。手当の支給割合や調整手当の説明について御意見ありませんか。
委員	だいたい理解できました。
委員	説明どおりでお願いしたいと思います。
委員	同じ意見です。
委員	昨年は0.1か月期末手当を上げると決めたと思うのですが、市長さん、三役さんは、それを実行しないでそのままということですよ。
事務局	市長についてはそれより以前に、今の任期中はボーナス等を上げないということを条例上で規定していますが、条例の本則では引き上げしていますので、来年の任期が終わって令和7年6月以降のボーナスの支給、これはどなたが市長になられても条例で引き上げられた支給率で支給されるということで、今の任期中に三役は引き上げないということになっています。昨年度、議会議員についても、市のほうでは0.1か月引き上げるということで提案させていただきましたが、議会で協議をされて、条例の本則は上げますが自分たちの任期中、同じく来年の5月までは今の議会議員も任期中は引き上げないということを決定しておられます。三役と同じように令和7年6月以降については、昨年度答申いただきました0.1か月支給率が上がった状態での条例改正が行われています。

委員	今の説明でよく分かりました。あと、議員さんが2人ほど病欠で、資料にも、A B C Dと書いてある中にも出てきていないですね。議会に全く出ていないということだと思うのですが、人数を数えても正式な議員さんの人数が入っていないので、この方について報酬は皆さんと同じように出ていますか。
事務局	人数と欠席の状況ですが、定員は条例上現在16名です。原因としては、お亡くなりになられたり辞職がありましたので、現議員の14名の状況を示したものになっております。ただ議員の中で病気になられたこともこの1年間の中にありました。その分については出席されていないところがありますのでカウントしておりません。欠席されていますので実際に出られた数字になっています。長期にわたって欠席されている方はいらっしゃいませんが議会のルールとして、長期欠席、一定期間欠席された場合は報酬をカットするという条例も制定していますが、現在対象者はいません。
会長	ほかに意見がないようでしたら、次第の6に移っていききたいと思います。確認事項等について、事務局からお願いします。
事務局	昨年度の第3回目の審議会になりますが、資料93ページの中段あたりで、「期末手当の支給割合だけに関しての審議であれば、特に審議する必要はなく人事院勧告どおりの改定を行ってもいいのではないか」という御意見がありました。こちらについては、市としても過去からいただいております貴重なご意見と捉えており、特別職報酬等審議会の答申をしていただく中で、「人事院勧告に伴う国の決定どおり期末手当の支給率を改定する場合は、審議会への諮問及び審議会からの答申を経ずに条例改正をする方が効率的であると考えているので検討いただきたい」という趣旨を答申の中に盛り込んでいくということになれば、市として特別職報酬等審議会条例の改正も含めて検討していく流れとなります。今後、人事院勧告に伴う国の決定どおりの期末手当支給率の改正のみ行う場合は、過去からの審議会のご意見を尊重するとともに、審議会の御負担を軽減させていただく必要があるとも考えますが、そのあたりも審議いただけますでしょうか。
会長	御意見ありませんか。
委員	要するに人事院勧告に伴う国の決定どおりに期末手当の支給率を改正する場合は会議をしないということですよ。市のほうに一任します、という理解でいいのか。

事務局	市としてそのようにしていただきたいということではなく、以前は人事院勧告に伴う国の決定どおり条例改正しておりましたが、議会から人事院勧告に伴う国の決定どおりのボーナスアップについても審議会の意見を聞くべきなのではないかという意見が過去にあったことから、毎年人勧で答申があれば、それに準じるかどうかということを審議会に諮ってきたという経緯があります。ただし、人事院勧告については国が国家公務員について勧告するものですが、都道府県や政令指定都市等についてはそれぞれで人事委員会が設置されております。それぞれの人事委員会が独自で調査を行って、県職員や市職員のボーナスや給料を引き上げるかどうかについて勧告されますが、それ以外の市町村には人事委員会が設置されていないため管内の民間の調査をすることもできませんし、基本的には国に準じている現状があります。そのため宍粟市は審議会に諮ってきたわけですが、審議会に諮ってもなかなかこの審議会の中で調査するということが難しいですし、感覚的なところでしか審議していただけない部分もあります。過去には何か検討する資料はないのか、感覚からいうとなかなか景気回復してないのではないかと、いくら国が引き上げると言っても、感覚的に景気は上がってないのではないかとというような意見もありました。例えば、課税資料をもとに前年度と今年度を比較したとき、課税資料個々の部分の分析はできませんが、課税者、納税者 1 人当たりの所得額は上がっていた、感覚的には景気の回復は見られないですが、そのときには所得額は上がっているというような状況もあります。それはあくまでも何が原因で所得額が上がっていたのかは分かりませんが、そういったことぐらいしか市でも分析のしようがない現状があります。今後、人事院勧告に伴う期末手当支給率についてやはり協議を毎回するべきなのか、昨年度は人事院勧告どおりでもいいのではないかとというような御意見も頂きましたが、そのことは答申にまでは反映することにはなっておりませんでした。基本的に市としては人事院勧告どおりの期末手当支給率の改定であっても毎回諮問するということが今年度も諮問させていただいておりますが、諮問するべきだということをお考えであればこれまでどおり諮問及び答申の手続きをさせていただくこととなります。また、審議会でも人事院勧告どおりの期末手当支給率の改定だけの場合は基本的には国の決定に準じるべきではないかという内容を答申に盛り込むというお考えであれば、その答申を基に今後、市のほうで審議会の答申を尊重し対応させていただきたいと思っています。
会長	よろしいですか。はい、どうぞ。

委員	いま事務局から御説明があったように、なかなか人事院勧告以上の資料を独自に集めたり作るのは難しいと思いますし、人事院勧告に準じてやる場合、会議は省略していただいてもいいのかなと思います。ただ、人事院勧告以上のベースアップや賃上げをする場合は、やはり審議会から何らかの意見やそれなりの根拠もないと、人事院勧告以上の賃上げは難しいということを前提に、何かそういう理由、人事院勧告に準じて改定する場合は審議会の手続きは省略する、簡素化するような形で対応されてみてはどうでしょうか。
会長	他の委員さんで期末手当の改正のみの審議について意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。
委員	はい。先ほどの意見と同じですが、人事院勧告はこちらのほうで調べていただいている状況だと思いますし、今、物価高とかいろいろあって、そういうことも含めて、人事院が決めた数字だと思いますので、同じように人事院勧告に準じて市で対応すればいいと思います。
委員	私も同じ意見です。
委員	私も同じ意見です。
会長	全委員が同じ意見、特に、人事院勧告どおりの期末手当支給率の改正のみの審議については省略といいますか、審議会の諮問及び答申の手続きを経ずに市のほうで進めていただくということでお願いします。閉会のほうへ移らせていただいてもいいでしょうか。
事務局	事務局から最終的な確認ですが、委員さんからいろいろ御意見を頂きまして、まず、昨年度の後半の会議のほうで御意見を頂きました、「期末手当の割合だけを審議する 2 年に 1 回の年については、人事院勧告の資料に基づいた勧告が出されるのであれば」という御意見が多かったので、「人事院勧告どおりの期末手当の支給割合の改定のみを審議する年については、審議会の開催は省略でいいのではないか」ということだったかと思います。それから、今年度、新たに人事院勧告に含まれている地域手当については、平成 17 年度までは三役にも支給されておりました調整手当について、平成 17 年度の審議会の手続きを経て平成 17 年 9 月をもって廃止した、特別職には支給しないということになっております。そういう経緯も踏まえて、「地域手当についても特別職は対象にしない」という御意見だったと思います。

	実は、一般職に地域手当が出るようになると、給与の月額に地域手当を加えた額が期末手当などの基礎額になります。先ほどの御意見をまとめると、特別職には地域手当の支給がありませんので、今の給料月額または議会議員の報酬月額をベースに基礎額を算定することになるということで整理をしていきたいと思います。それから、今年度は期末手当の支給割合のみということで、今日審議していただいた部分でほぼ意見も出ておりますので、事務局のほうから、もし 2 回目の会議がある場合は皆さんの日程調整をさせていただいたのですが、もし、今日の議論の内容でまとめて 2 回目の審議会は不要という判断を頂ければ、今回、第 1 回目の会議で、今年度の特別職報酬審議会については終了させていただいたらどうかと思いますので、そのこともあらためて御意見いただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。
会長	2 回目の委員会について、どうするかという意見を求められています。いかがでしょうか。
事務局	地域手当のこと等もありますので、諮問書の案、答申書の案を確認頂くためにもお集まり頂くということもひとつの案ですし、諮問書の案については、例えば郵送等で確認頂いて意見がある場合には調整をさせていただいて 2 回目の審議会は無しにするということでも結構です。今回新たに地域手当という部分を出すか出さないかいうところもありますので、その辺りは御協議頂けたらと思います。
会長	答申の内容について 2 回目で確認するというのでしょうか。
事務局	そういう方法もありますし、答申は今日の審議の方向で事務局のほうでまとめさせて頂き、会議を開かずに内容だけ確認頂いたことも過去にありますので、委員さん方で御協議頂ければと思います。事務局としてはどちらでも対応させていただきます。
会長	いかがですか。
委員	まだ時間もありますし、今、御説明頂いたことをこの場で確認させていただいて、それで決められるようでしたら新たに集まる必要もないと思いますが、いかがでしょうか。
委員	それでいいと思います。郵送はしなくてはならないものですか。郵送も

	無しにできるということですか。
事務局	特に手順として何か決まったものはないのですが、この後の流れとしては、今回、審議頂いた内容を答申書にまとめて日程調整した上で、市長に諮問に対する答申を渡していただくようになります。大まかな意見としては先ほど確認させていただいた内容で特に意見の相違はなかったので、事務局でまとめさせていただきますが、例えば皆さんにもう 1 回集まっただいてこの場で確認していただく場合もありますし、それぞれの委員さんに中身を確認していただいて、この語句はこういう言い方にした方がいいのではないか、ニュアンス的なところで変えたほうがいいのか、というところを確認していただいた上で、最終の答申書にまとめる手順をとることもできますので、どちらがいいかというところになります。
委員	改めて集まるというより、皆が確認して返信するんですね。意見があれば言うということだと思います。
会長	そういった意見ですので、書面で答申の内容を確認し、ここの文言は、というのがもしありましたら、事務局へ連絡していただいて、事務局で対処していただくということをお願いしたいと思います。
事務局	それでは、今回頂いた内容で事務局のほうで一旦、答申書の案を作成しますので、それを委員の皆さんに確認頂いて調整した上で決定するということが進めていきたいと思います。答申書の中に「本日議論頂きました期末手当のみの改正を行う場合について、人事院勧告どおりの支給率で改定するのであれば審議会を開催して議論する必要はない」という趣旨も記載させていただきたいと思っています。それから、これはもう少し後の話になりますが、いよいよ最終的に答申書の案が固まりましたら、どういう形で市長に渡してもらうか、皆さんで日程調整して集まって渡してもらうやり方、会長さんに一任という形で会長さんが代表して市長にお渡し頂く、渡し方のところだけ最後に確認頂けたらと思います。
委員	前もそうだったのですが、5 人が集まって市長さんとの日程調整も難しいと思いますので、会長さんでお願いしたいと思います。
会長	私が代表して、答申を市長にお渡しするということでもいいでしょうか。
委員	はい（委員全員）

会長	分かりました。それでは、本日の会議は終了させていただきます。職務代理者の中津委員、閉会の挨拶をお願いします。
委員	7. 閉会 それでは第1回宍粟市特別職報酬等審議会を閉会します。